

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年12月21日
【事業年度】	第50期（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）
【会社名】	株式会社アミファ
【英訳名】	Amifa Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤井 愉三
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山二丁目13番5号
【電話番号】	(03)6432-9500
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 川上 康夫
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山二丁目13番5号
【電話番号】	(03)6432-9500
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 川上 康夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第46期	第47期	第48期	第49期	第50期
決算年月	2016年9月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月
売上高 (千円)	3,710,146	4,112,194	4,736,780	4,966,549	4,785,114
経常利益 (千円)	244,954	313,677	198,897	287,635	266,384
当期純利益 (千円)	191,399	230,180	264,740	176,679	173,037
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	32,000	32,000	32,000	32,000	35,525
発行済株式総数 (株)	64,000	64,000	3,200,000	3,200,000	3,225,000
純資産額 (千円)	1,239,429	1,441,597	1,644,989	2,037,165	2,155,404
総資産額 (千円)	1,898,537	2,502,918	2,591,636	2,871,614	2,938,999
1株当たり純資産額 (円)	22,700.17	525.17	599.27	636.61	668.34
1株当たり配当額 (円)	1,050.00	1,265.00	19.00	19.00	19.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	3,523.50	84.31	96.44	64.02	53.81
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	63.40	53.71
自己資本比率 (%)	65.28	57.60	63.47	70.94	73.34
自己資本利益率 (%)	16.32	17.17	17.15	9.60	8.25
株価収益率 (倍)	-	-	-	26.26	13.34
配当性向 (%)	29.8	30.0	19.7	29.7	35.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	264,984	108,897	462,565	396,976
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	20,633	340,714	20,273	40,289
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	203,233	144,496	107,792	141,701
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	267,761	572,983	1,115,815	1,332,039
従業員数 (人)	44	55	66	63	68
(外、平均臨時雇用者数)	(7)	(10)	(11)	(11)	(13)
株主総利回り (%)	-	-	-	-	43.8
(比較指標：配当込みTOPIX)	(-)	(-)	(-)	(-)	(104.9)
最高株価 (円)	-	-	-	1,793	1,510
最低株価 (円)	-	-	-	792	442

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 2018年1月29日開催の取締役会決議により、2018年2月26日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っており、発行済株式総数は3,200,000株となっております。

5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第49期期首から適用しており、第48期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

6. 2018年1月29日開催の取締役会決議により、2018年2月26日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。第47期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。
7. 第46期、第47期及び第48期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため記載しておりません。
8. 当社は、2019年9月19日付で東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に株式を上場いたしましたので、第49期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から第49期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
9. 第46期から第48期までの株価収益率については、当社は、2019年9月19日付で東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に株式を上場いたしましたので記載しておりません。
10. 第46期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
11. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は年間平均人員を（ ）内にて外数で記載しております。
12. 第46期から第49期の株主総利回り及び比較指標は、2019年9月19日付で東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に株式を上場いたしましたので記載しておりません。
13. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものです。
なお、2019年9月19日付で同所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
14. 2020年2月14日付で新株予約権の権利行使により、新株25,000株を発行しております。その結果、2020年9月期末における発行済株式総数は3,225,000株、資本金は35,525千円となっております。
14. 第47期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
なお、第46期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

2【沿革】

1973年10月	東京都台東区台東において、織物資材の販売を目的として資本金3,200万円でフジ産業株式会社を設立 ギフト向け化粧箱内装用資材織物の販売を開始
1999年6月	100円ショップ向けライフスタイル雑貨の販売を開始
2000年4月	100円ショップ向けライフスタイル雑貨販売のため、株式会社アミファ（子会社）を設立
2001年6月	中国の製造工場に100円ショップ向け商品の製造委託を開始
2004年2月	プリザーブドフラワーの輸入販売を開始
2007年6月	本社を東京都千代田区三番町に移転
2012年9月	ライフスタイル雑貨の新ブランド「エメルスタイル」の販売を開始
2013年7月	本社を東京都港区北青山に移転し、本社一部にショールームを併設
2014年10月	株式会社アミファ（子会社）を吸収合併し、商号を株式会社アミファに変更
2019年9月	東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に株式を上場

3【事業の内容】

当社は、「アートやデザインを日常の暮らしに気軽に取り入れる」ライフスタイルの提案を目指して、ギフトラッピング、デザイン文具、キッチン・テーブルウエア、フラワー関連商品などを中心としたライフスタイル雑貨の企画・製造仕入・卸販売を主要な内容として事業を展開しております。販売先は、国内の100円ショップを主とした国内外の小売業者や卸売業者であります。

当社の事業は「ライフスタイル雑貨事業」の単一セグメントであります。取扱商品群としては以下のとおりとなります。

(1) ワンプライス商品

ギフトラッピング商品、デザイン文具、キッチン・テーブルウエアなどで、最終消費者向けに均一価格ショップにて販売される商品群であり、100円ショップを中心として、国内外の小売業者、卸売業者を通じて消費者に提供しております。『amifa』ブランドにて販売される商品と、販売先ブランド名にて提供している商品があります。

(2) OEM商品

販売先の委託に基づき生産される軽包装資材やディスプレイ・販促資材であり、主に商品メーカーや流通業者からの受注生産品を販売しております。チョコレートなど菓子メーカーの製品向け包装資材や、大手スーパーマーケットでの販売促進に使用される包装資材などを販売し、「良い包装、ディスプレイによって顧客商品の価値を高める」ことのできる提案を行っております。

(3) フルール商品

当社ではフラワー関連商品を「フルール」と呼んでおります。プリザーブドフラワーを中心に、『アミファ・フルール』ブランドで取り扱っている花材、花器及びラッピング資材を主に国内のフラワーアレンジメント教室、花小売業者や卸売業者へ販売しております。当社の花器は、生花はもちろん、水やりの必要がないプリザーブドフラワーの特徴が生きるように、壁掛けなどフレーム型、壁掛け時計型など、インテリアとして楽しめる商品を揃えております。また、高純度のミネラルオイル(鉱物油)を、プリザーブドフラワーやドライフラワーと一緒にボトリングすることで、ボトル内の花材をひととき美しく見せるハーバリウム商品を『フラワーアクアリウム』ブランドにて提供しております。

(4) その他商品

上記に分類されない商品であり、『エメルスタイル』ブランドで取り扱っているデザイン文具、キッチン・テーブルウエア等が含まれます。小売価格200円から1,000円前後の価格帯を中心とする『エメルスタイル』ブランドは、「おうちカフェ」をテーマとした「大人かわいい」雑貨ブランドを目指し、主として百貨店の催事販売や文具・雑貨専門店で販売されております。

当社商品のターゲットは主に女性で、いわゆる日用品や生活必需品など、無いと生活に困る商品、というよりもあったら暮らしが楽しくなるいわゆる嗜好品を中心としているために、消費者の心の琴線に触れる商品であることが大切と考えております。当社が消費者に提供するのは、当社の商品を手にした消費者の誰もが『ワクワク感を抱き、「夢中になれるHAPPYな時間」を過ごしている、しかもそれを100円など手頃な価格帯で実現している』という、身近な楽しみと喜びであると考えております。

当社の考える「夢中になれるHAPPYな時間」とは、例えば贈る相手の笑顔を想像しながらギフトをラッピングしたり、数種類のマスキングテープの柄の中から自分の好みで組み合わせてハンドメイドワークを行ったり、花に囲まれた心癒される暮らしを想像しながらフラワーアレンジをする、といった心穏やかに没頭できる時間です。「好きなことに夢中になれる」ときに、人は満足感や幸福感を感じることができると考えております。したがって当社商品には、買ったなら終わりの完成品よりも、購入したお客様が自らの手で素材、色柄、デザインを選び、組み合わせることで、作る時間そのものを楽しめる、いわば半製品とも言える商品の比率が高いという特徴があります。

全商品を100円などワンプライスで販売する均一価格ショップは、価格の安心感と購入意欲を喚起することで小売業態のひとつとして認知されています。当社はその均一価格ショップへ年間約95百万個の商品を販売しております。

主な商品例としては、ギフトラッピングには、お菓子など消費者が手作りする食品をラッピングする紙やフィルム製の袋、ボックス、リボンなどがあります。また、手軽にギフトを包むことができる包装紙や手提げ袋、メッセージを添えてプレゼントするシーンを演出するギフトカードやタグなどがあります。

デザイン文具には、実用性だけではない、使うことを楽しむ文具としてメモパッド、ノート、ふせん、ダイアリーなどがあります。また、カラフルなデコレーション用のマスキングテープ、折り紙としても使えるデザインペーパー、塗り絵ペーパー、箱などを好きな柄の紙を貼って楽しむデコパージュ商品などがあります。

キッチン・テーブルウエアには、マフィンやパウンドケーキ用のカップなどの製菓材料や、カジュアルなホームパーティーを演出する紙コップ、紙皿、食品のおすそ分けにも使われるワックスペーパーなどがあります。

母の日、ハロウィン、クリスマス、バレンタインといった季節のイベントを盛り上げる季節型雑貨や、季節にとらわれず一年を通して楽しめる通年型の雑貨を企画開発しております。

「日常の何気ない暮らしにワクワク感をプラスし、自分好みのスタイルで夢中になれるHAPPYな時間を楽しんでいただきたい」という想いで当社はこれらの商品群を「ライフスタイル雑貨」と呼んでおります。当社は営業部署と商品開発部署が一体となって、楽しい暮らしを提案するというテーマで、デザイン・品質・お得感を重視して企画、開発しております。

また、日々変化する消費者の好みや世の中のトレンドの変化を注視しながら、主な販売先である100円ショップの顧客ニーズから離れることのないように、「お客様の“少しだけ”先に行く」商品を開発することに注力しております。

当社は商品開発部署に女性を中心とした36名（2020年9月30日現在）のデザイナーを配置し、商品それぞれの素材、形、色、柄、仕様を企画し、国内外ネットワークを通じた100名以上のフリーランスイラストレーターと代理人を通さずに直接コミュニケーションを取って、企画の意図を正確に伝えながら共同作業で商品をデザインしております。外部デザイナー主導型のいわゆる「ライセンス商品」ではなく、あくまで当社の世界観を大切にしたい商品群となるように注力しております。

当社の考える世界観とは、統一感を持った「ライフスタイル」の提案であり、多種の商品がシリーズとして一同に並んだ状態で販売されることで、相乗効果によってその魅力が単品で見るとよりも明確に消費者に伝わると考えております。消費者が心地よさとワクワク感、HAPPYな時間を過ごしている自分を明確に想い描ける世界を、様々なライフスタイルに合わせて数多く提案したいと考えております。

また、均一価格ショップ各社においては、頻繁に来店するリピーター、ファンの維持拡大が課題となっております。これを受け、当社は廃番と新商品発売を繰り返す「改廃サイクル」のスピードも重視しております。商品開発を内製化することにより、改廃スケジュールに遅れが出ないようにコントロールを行い、年間約1,500アイテムの新商品をタイミング良く市場に投入する、商品サイクルのスピードを維持しております。

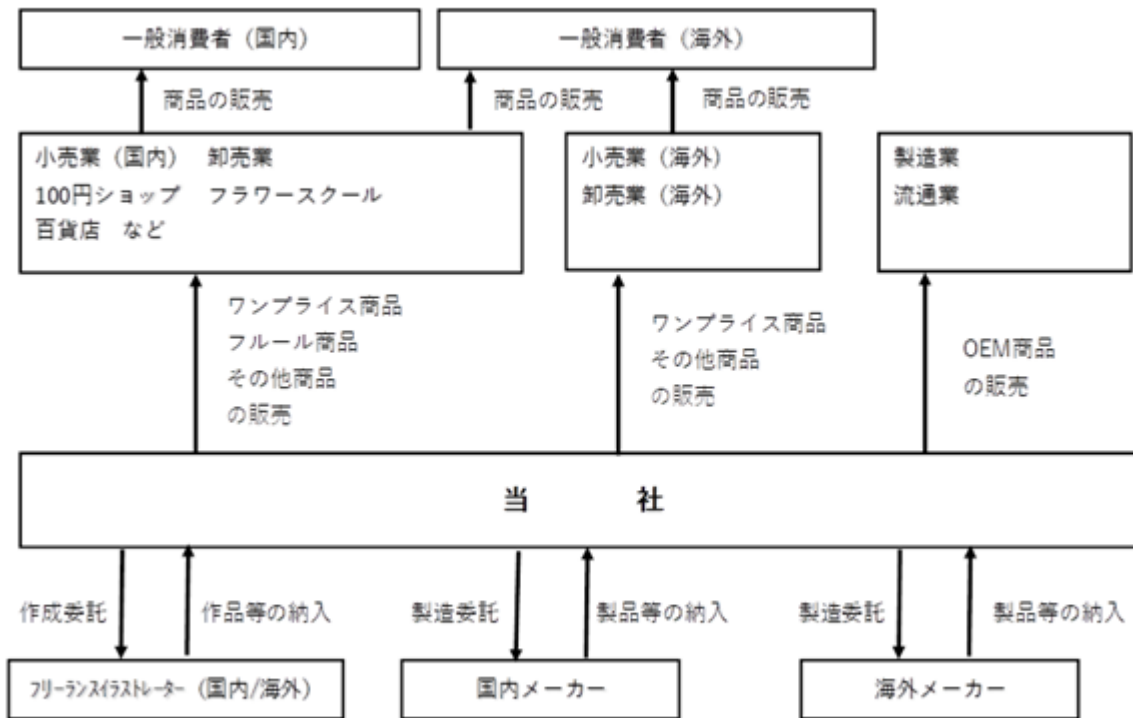
製造にあたっては、当社は自社工場設備を持たずに、国内外の工場へ委託生産を行ういわゆるファブレスメーカーです。海外生産を主力としており、海外企業からの仕入・調達金額が約87%を占めております。当社がファブレスメーカーを選択している理由は、顧客本位、マーケットインの発想で最終消費者の嗜好の変化へ柔軟に対応したいと考えているからです。機械設備や材料在庫などの制約に左右されがちなプロダクトアウトの発想ではなく、自社設備を持たずに常に新しい委託工場を開拓していくことが、新カテゴリーへの進出を容易にするという認識のもと、「持たざる経営」を選択しているからです。

さらに当社は、顧客の委託に従い生産した販売先OEM商品や、花材・資材を中心とした商品も取り扱っております。本物の生花や葉に特殊液を吸わせて、長期間咲いた状態で保存を可能にしたプリザーブドフラワーを、南米のエクアドルで生産・輸入し、「花のある心癒される暮らし」を提案しております。

「We are smile producers!」

この言葉を胸に、当社商品を使用していただくときのワクワク感、夢中になれるHAPPYな時間を通して、世界中の人々に笑顔になっていただくことをミッションとして、今後もより良い商品をお届けするために尽力してまいります。

事業系統図



(注) フルール商品等一部の商品については、オンラインショップ等を通じて一般消費者への直接販売を実施しております。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
68 (13)	35.5	5.0	5,467

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 当社はライフスタイル雑貨事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1)会社の経営の基本方針

当社はライフスタイル雑貨の製造卸企業として、“We are smile producers!”を企業理念とし、以下の経営基本方針のもとに事業を展開しております。

情熱あふれるアートや美しいデザインに触れる喜びを、身近なくらしへご提供します。

お客様が選び、組み合わせ、工夫し、オンリーワン作りを楽しめる商品をご提案します。

夢中になれる幸せな時間、笑顔と感動をお届けし、世の中になくってはならない企業を目指します。

そして、着実な成長と発展を通じて、次の「目指す企業像」の実現を図ってまいります。

「目指す企業像」

ライフスタイル・グッズの提案を軸として、お客様の何気ない日常に気軽な価格で、「ワクワク」と「笑顔」をお届けする会社でありたい

公正な経営判断と企業行動を通じて、全ての顧客・取引先・ステークホルダー及び株主からの信頼に応え、責任を果たしていくことで、いつまでも社会で必要とされる会社でありたい

意欲ある者へは成長機会の提供を、貢献に対しては適切な処遇を実現し、そこに集う従業員個人々がやりがいと愛情を持ち、笑顔で働くことができる“smile working company”でありたい

(2)中長期的な会社の経営戦略

当社は、3年間の基本的な経営戦略を毎年度見直し、策定しております。

特に、新型コロナウイルス感染症により、社会・経済のあり方が大きく変化をしていくものと認識しており、この認識も踏まえ、今後3年間（2020年10月～2023年9月）の新たな重点戦略として、下記の4つを策定いたしました。

ワンプライス（100円）商品のさらなる強化

プチプライス（200円～）商品の拡大

ICT（情報通信技術）の推進

アミファの世界観を実現するプロフェッショナル集団への進化

(3)経営環境

新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見えない状況下、「Go Toトラベル キャンペーン」等、景気回復へ向けた諸施策がとられ、経済の先行きに明るい兆しが見られるものの、依然不透明な経済状況が続いております。

このような状況下、当社が属する流通業界は、「アフター・コロナ」、「ウィズ・コロナ」を見据えて新しい生活様式に則した商品や販売方法、サービスへ転換していくことが求められております。

当社は約6,000種類以上の商品を製造販売していますが、その中でイベントやレジャーなどで人が密接に集まるシーンで使われる商品群の売上は、今後も厳しい状況が続くと予想しており、そのため、新しい生活様式に変化していく消費行動や嗜好の変化等を今後も的確かつタイムリーにとらえた商品構成とするために、商品開発力・企画提案営業力のさらなる向上に注力しております。

(4)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は株式公開会社としての社会的責任を果たし、事業を発展させ、持続的な成長を図っていくために、以下の課題に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症に伴う社会・経済の変化への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、日本や世界の社会・経済に甚大な影響を与えており、「新しい生活様式」へ向けて社会・経済のあり方が大きく変化していくことが予想されます。

当社の販売するライフスタイル雑貨商品は、人々の身近な暮らしの中にアートやデザインをお届けすることで、楽しみや安らぎを提供するものであり、消費者の嗜好やトレンド、季節性、商品のバラエティ、価格優位性といった要素を的確に企画に取り込み、スピード感を持って商品を開発し、遅滞なく市場に提供することが重要であると認識しております。今般の新型コロナウイルス感染症流行に伴い、従来以上に一般消費者の消費行動や嗜好等の変化を的確かつタイムリーにとらえ、「新しい生活様式」に適した新商品開発、新企画提案、商品構成の見直し等を喫緊の課題と認識しております。

また、当社社員及び関係者の新型コロナウイルス感染リスク低減のための必要な措置（衛生対策、テレワーク勤務、時差出勤等）を取ってまいりましたが、引き続き社員の安全確保、会社機能の維持に努めるとともに、テレワーク等で得た知見を活かし、業務の効率化をさらに推進してまいります。

品質管理体制の強化

当社の販売する商品は、安価であっても良質の商品を提供し続けることが、顧客満足度やリピート率の向上につながるものと認識しており、恒常的に品質の維持・向上を図っていくことが重要であると認識しております。このため、社内管理体制の強化に努めるとともに、製造委託先企業に対する品質向上に向けた指導とともに管理者育成にも注力し、品質管理・納期遵守、生産能力の安定化を図ってまいります。

ICT(情報通信技術)の基盤強化

当社の総出荷数量は年間95百万個におよび、その種類も多岐に亘っております。また、その約89%を海外から調達しております。これら大量、多種の商品を、発注・製造・出荷・販売の各段階で、遅滞なく正確にハンドリングする必要があるため、業務をサポートするシステムの向上、強化に取り組んでおりますが、物流関係にとどまらず、全業務の生産性のさらなる向上が重要と認識し、ICT基盤を全社的に見直し、積極的に最新システムへの入れ替えや新設を行ってまいります。

(5)経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、持続的に成長することを目指し、その基盤となる付加価値率（売上総利益から販売費を控除した額対売上高比）の向上に努めており、また、株主還元を重視し、長期的に安定した配当の実施に努めております。このため、株主資本利益率8%以上及び配当性向30%を目標とする経営指標としております。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しておりますが、当社に関するすべてのリスクを網羅したものではありません。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経済状況について

当社が商品の卸販売をしている市場・顧客は大部分が日本国内であります。顧客の店舗は広く国内に展開しており、最終的には一般消費者に販売されるため、日本国内の景気の影響を受けます。また一部の顧客では積極的に海外店舗の拡大を図っており、当社商品も間接的に輸出されていくため、世界経済の景気の影響も受けます。

日本国内及び世界経済の景気低迷により需要が減退する場合、当社の業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 消費動向について

当社の商品は世間のトレンドや消費者の嗜好にマッチしたデザインに特徴を有します。そうしたトレンドや嗜好の変化を予測し、また柔軟に対応しながら商品の開発に努めてまいりますが、市場動向に対応できなかった場合には、当社の業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 商品・原材料等の仕入・調達について

当社の商品・原材料等は国内外の協力企業より仕入・調達を行っており、安全性、品質管理の徹底には万全の注意を払っております。このうち海外企業からの仕入・調達金額が約87%を占めており、安定的な供給が確保されるよう体制を整えております。しかし、予期せぬ病災害等の発生や当該国の政情を含むカントリーリスクなどにより、必要数量が必要な時期に納入されない可能性があります。仕入の混乱、物流費用の増加、ひいては顧客への供給に影響が生じ、販売機会の喪失等が発生した場合には、当社の業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は商品の仕入れに際し、同一商品に対し複数の協力企業から見積りを徴収し、協力企業間での競争環境を形成することにより仕入原価の低減を図っております。

当社の求める品質水準を満たせる協力企業数が少なく競争環境を形成することが出来ない場合や、原油価格の値上がりなどを始めとする原材料費の高騰、あるいは当該国での法令変更や規制強化に伴う製品価格への波及、商品形状（大型化）や販売先の要求の高度化（新素材・新製法等の採用）への対応などの要因により、当社の商品仕入価格が上昇し、当該上昇を適切に販売価格に反映できない場合には、当社の業績並びに財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 商品の安全性及び品質管理について

当社は商品の企画及び開発にあたり、自社の品質管理基準を設定し、安全性確保や品質向上に取り組むとともに、関連法規の遵守に努めておりますが、何らかの事情により取扱商品の品質や安全に関する問題が生じた場合、製造物責任や損害賠償責任などによる、不良品回収のためのコストやその他の多額の費用が発生する可能性は否定できません。これらに起因する、当社の社会的信用力の低下による売上高の減少などにより、当社の業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の取扱商品や競合他社の類似商品の安全性をめぐる重大なクレームや風評が発生した場合、当社の業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 自社企画商品について

当社のビジネスモデルはファブレス型のメーカーです。自社企画商品については、原則として仕入先からの買い取りであるため、仕入先への返品は困難であります。当社は販売先並びに最終消費者の需要動向等を勘案して、計画的に商品発注を行うなど在庫水準等の適正化を図っておりますが、消費者の嗜好及び販売先の需要は急激に変化する可能性があることから、市場動向の判断を誤り、適時適切に販売先への商品の供給ができなかった場合は、当社の業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法的規制等について

当社は、各種法令につきコンプライアンスの遵守に努めております。しかし、ラッピング商品に対する食品衛生法、容器包装リサイクル法、製造物責任法、不当景品類及び不当表示防止法及び下請法などをはじめとして、今後の法規制の動向によっては、当社の業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社が提供する商品のデザインに関しては、意匠権や著作権を始めとする第三者の知的財産権を侵害する可能性があります。商品の企画にあたってはこれらの知的財産権の有無の確認を行っておりますが、商品の提供後にこれらの権利を巡る係争が発生した場合には、当社の業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 情報漏洩によるリスクについて

当社は、顧客情報取扱規程や個人情報に関する取扱規程の制定などを通じて、情報管理に努めておりますが、コンピューターへのハッカーの侵入等により、万が一、情報漏洩が起きた場合には、お客様に対する損害賠償の発生、信用及びブランドイメージが低下することにより、当社の業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 大規模災害による影響について

当社は本社として東京都港区に事業拠点を有しております。地震台風等の大災害への対策は実施しておりますが、その損害の程度によっては、事業拠点の損壊やシステム障害の発生等により事業運営上の支障が生じ、当社の業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また当社の仕入先、委託先及び販売先に同様の影響が生じた場合も同様に当社の業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 為替相場の急激な変動について

当社は、前述のとおり海外との輸入取引を行っておりますが、これら輸入品は主としてUSドル建てでの決済を行っているため、為替相場の急変等により仕入価格が上昇した場合には、当社の業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 特定の販売先への依存について

当社の主要な販売先は、主に国内100円ショップ業界であります。それら企業のうち、株式会社セリア及び株式会社大創産業に対する販売依存度が高くなっており、これら企業との取引の増減が当社の業績並びに財政状態に影響を及ぼします。

当社は、今後ともこれら企業との緊密な関係を維持し、そのニーズに応える商品提供に努めてまいりますが、当社の取組みが十分な結果を得られない等、何らかの理由により各社の取引方針が変更され、契約更新の拒絶、解除その他の理由により契約の終了等が生じた場合、当社の業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度における当社の売上高に占める特定の販売先への売上高割合

	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)
株式会社セリア	2,104,162	44.0
株式会社大創産業	1,601,712	33.5

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(11)業績の季節変動について

当社の商品は、主にギフトラッピング、デザイン文具、キッチン・テーブルウエア、フラワー関連商品であり、商品の特性から、ハロウィン（10月）、クリスマス（12月）、バレンタイン（2月）などの行事に関連して販売されるものが多くを占めております。

当社では年間を通じて定期的に販売されるアイテムを増加させるため、新商品の企画・開発を進めておりますが、当社の業績特性として、これら商品の需要が高まる上半期（10月～3月）に、売上高が集中する傾向があります。営業利益についても、売上高と同様の変動要因に加え、第4四半期に賞与費用が発生すること等により、上半期（10月～3月）に集中する傾向があります。

前事業年度及び当事業年度における各四半期の売上高

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)			
	第1四半期会計期間 (10月～12月)	第2四半期会計期間 (1月～3月)	第3四半期会計期間 (4月～6月)	第4四半期会計期間 (7月～9月)
売上高 (千円)	1,525,180	1,420,973	905,470	1,114,924

	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)			
	第1四半期会計期間 (10月～12月)	第2四半期会計期間 (1月～3月)	第3四半期会計期間 (4月～6月)	第4四半期会計期間 (7月～9月)
売上高 (千円)	1,503,061	1,436,761	793,700	1,051,591

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 前事業年度の各四半期会計期間の数値については、有限責任 あずさ監査法人に四半期レビューを受けておりません。

(12)競合について

当事業については、事業開始に際して許認可が必要とされないため参入障壁が比較的 low、今後も競合他社による新規参入、あるいは市場環境の変化等により、競争が激化する可能性があります。

当社は、デザイン企画開発を自社内で行うことにより、外部に依存しない独自の商品群を揃え、年間約1,500アイテムの新しい商品を低コストで供給しております。

しかしながら、当社の商品開発力、コスト競争力を上回る企業、あるいは既存の競合他社が当社を上回る商品力を具備した場合、当社の事業に影響を与える可能性があり、これらの競合先に対し効果的な対抗策を実現できず、当社が想定している事業展開が図れない場合には、当社の業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13)商品企画開発力について

当社は、商品開発部署に女性を中心とした30名以上のデザイナーを有し、更に国内外のネットワークを通じて常時100名以上のフリーランスイラストレーターを起用して、当社独自の世界観に統一されたデザインに基づく商品の企画開発を行っております。

この企画開発を通じた販売数は年間約95百万個に達しています。また、このうち新規に開発、更新されるアイテムは年間約1,500アイテムに上ります。

しかしながら、当社の商品開発部署におけるデザイナーに欠員が生じたり、人員強化が計画通り進まない場合、あるいは国内外のイラストレーターとの連携強化に支障が生じた場合には、商品開発力に低下が生じる可能性があり、これらの事態に適切な対応が図れない場合には、当社の業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 倉庫について

当社は持たざる経営を基本としており、倉庫スペースの確保並びに商品の入荷検品・在庫管理・出荷等のハンドリング業務は、取扱商品別に外部倉庫業者4社に委託しております。当社の事業特性から、商品在庫量には季節による変動があるため、繁忙期には倉庫業者から賃貸するスペースを拡大することを通じて、経費の増大を回避しております。

『amifa』ブランドである当社ワンプライスNB(ナショナルブランド)商品の販売数量が、ワンプライス商品全体の7割弱にのぼり、当該商品を取り扱う倉庫業者(株式会社バン・テック)からの賃貸面積が全賃貸坪数の7割程度を占めるため、当該業者への依存度が高い状態にあります。このため、予期せぬ天変地異や火災の発生等の事態により、当該倉庫に保管する当社商品に直接の被害が及んだり、又は当該倉庫業者の業務運営に支障が生じた場合には、当社の業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、顧客先ブランドで製造するワンプライスPB(プライベートブランド)商品でも、販売数量が年々拡大を続けており、当該商品を取り扱う倉庫業者(有限会社さくら梱包)を通じた出荷数量も増加しております。このため、出荷数量の変動に応じて当該業者が近隣での倉庫スペースを借り上げることで、出荷数量の急激な増加への対応を図ります。ただし、当該業者の倉庫立地が東京都心に近いため、将来に亘って当社が必要とする倉庫スペースが適時適切に確保できるとは限らない状況にあります。このため、今後周辺エリアでの倉庫需要の高まりや市況の変動によっては、倉庫スペースの確保が困難になる事態や、倉庫賃料等の上昇を通じて、当社の業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 物流について

当社の販売するワンプライス商品数は年間約95百万個に及びますが、これら商品は顧客が全国に展開する小売店舗に向け直接出荷されております。

商品は一般に段ボール箱に格納いたしますが、商品の形状や性質によりひと箱当たりの格納効率が異なっております。

商品の輸送は外部の運送業者に委託しており、その起用にあたっては、全国ネットワークを有しかつ物量の季節変動にも対応できる信頼性の高い企業を選定しております。

しかしながら、何らかの理由でこれら運送業者の輸送能力に障害が発生した場合や、輸送運賃が値上げされた場合、あるいは商品の単位当たりの格納効率が低下し輸送数量が増加した場合には、当社の輸送関連経費が増大し業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 感染症の流行について

当社が商品の卸販売をしている市場・顧客は、大部分が日本国内、一部は顧客を通じて海外であり、最終的には一般消費者に販売されています。また商品・原材料等は国内外の協力会社より仕入・調達を行っています。新型コロナウイルス感染症等の感染症の流行により、需要の減退、商品・原材料の調達困難、当社社員及び関係者の感染による業務継続への支障等が発生した場合、当社の業績並びに財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、相次ぐ台風による甚大な被害、消費税増税、米中間の通商問題等の影響もあり低調に推移する中、3月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により急速に悪化し、今なお収束の見通しが立たない状況であり、大きなマイナス成長となりました。こうした環境下、当社においては、中国における新型コロナウイルス感染症の拡大により、2月～3月には、一時的に委託生産が遅れる影響がありましたが、主要顧客への販売拡大に向けて、新商品の提案を積極的に行い、第2四半期会計期間まではおおむね順調に推移いたしました。しかし、4月7日の政府の緊急事態宣言に基づく地方自治体の自粛要請により、行楽、レジャー、パーティーなど、人々が集うシーンで使われる商品などの販売が主に落ち込み、緊急事態宣言が5月25日に解除された以降もそれらの売上は依然厳しい状況が続きました。

これを受け、当事業年度における当社のライフスタイル雑貨の商品群別累計売上高は、「ワンプライス商品」が4,473,568千円（前年同期比0.3%増）、「OEM商品」が216,173千円（同19.5%減）、「フルール商品」が93,481千円（同58.4%減）、「その他商品」が1,891千円（同84.0%減）となりました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高は4,785,114千円（前年同期比3.7%減）、営業利益は262,987千円（同20.2%減）、経常利益は266,384千円（同7.4%減）、当期純利益は173,037千円（同2.1%減）となりました。

財政状態の状況

（資産）

当事業年度末における流動資産は2,753,788千円となり、前事業年度末に比べ52,220千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が216,223千円増加した一方、たな卸資産が177,064千円減少したことによるものであります。固定資産は185,210千円となり、前事業年度末に比べ15,164千円増加いたしました。これは主に有形固定資産が2,300千円減少した一方、無形固定資産が21,490千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、2,938,999千円となり、前事業年度末に比べ67,384千円増加いたしました。

（負債）

当事業年度末における流動負債は423,614千円となり、前事業年度末に比べ16,103千円増加いたしました。これは主に未払金が79,075千円増加した一方、未払法人税等が27,203千円、賞与引当金が20,853千円、1年内返済予定の長期借入金が18,132千円それぞれ減少したことによるものであります。固定負債は359,980千円となり、前事業年度末に比べ66,958千円減少いたしました。これは主に長期借入金が70,000千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、783,594千円となり、前事業年度末に比べ50,854千円減少いたしました。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は2,155,404千円となり、前事業年度末に比べ118,239千円増加いたしました。これは主に当期純利益173,037千円、配当60,800千円によるものであります。

この結果、自己資本比率は73.3%（前事業年度末は70.9%）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ216,223千円増加し、当事業年度末には1,332,039千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は396,976千円（前年同期は462,565千円の収入）となりました。これは主に税引前当期純利益266,384千円、たな卸資産の減少による収入177,064千円及び法人税等の支払115,543千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動に支出した資金は40,289千円（前年同期は20,273千円の支出）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出20,043千円、無形固定資産の取得による支出21,561千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により支出した資金は141,701千円（前年同期は107,792千円の収入）となりました。これは主に長期借入金の返済による支出88,132千円及び配当金の支払額60,619千円によるものです。

生産、受注及び販売の実績

a. 商品仕入実績

当事業年度の商品仕入実績を取扱商品群別に示すと、次のとおりであります。

取扱商品群の名称	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)		前年同期比(%)
	金額(千円)	金額(千円)	
ワンプライス商品(千円)	2,325,287		82.5
OEM商品(千円)	150,665		84.2
フルール商品(千円)	28,822		22.1
その他商品(千円)	89		15.9
合計(千円)	2,504,865		80.1

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は商品の仕入を中心とし、一部組立業務はあるものの、当社事業に占める割合は低いことから生産実績等の記載は行っておりません。
3. 当社はライフスタイル雑貨事業の単一セグメントであるため、取扱商品群別に記載しております。

b. 受注実績

当事業年度の受注実績を取扱商品群別に示すと、次のとおりであります。

取扱商品群の名称	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)			
	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
ワンプライス商品	2,109,766	135.6	1,076,829	189.3
OEM商品	248,423	99.3	49,936	282.4
合計	2,358,190	130.6	1,126,765	192.1

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. ワンプライス商品の受注高及び受注残高は、顧客先ブランドで製造するワンプライスPB商品について記載しております。なお、フルール商品、その他商品は受注生産を行っておりません。
3. 当社はライフスタイル雑貨事業の単一セグメントであるため、取扱商品群別に記載しております。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績を取扱商品群別に示すと次のとおりであります。

取扱商品群の名称	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	前年同期比(%)
ワンピース商品(千円)	4,473,568	100.3
OEM商品(千円)	216,173	80.5
フルール商品(千円)	93,481	41.6
その他商品(千円)	1,891	16.0
合計(千円)	4,785,114	96.3

(注) 1. 当社はライフスタイル雑貨事業の単一セグメントであるため、取扱商品群別に記載しております。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)		当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社セリア	2,146,940	43.2	2,104,162	44.0
株式会社大創産業	1,557,955	31.4	1,601,712	33.5
株式会社キャンドウ	487,068	9.8	502,704	10.5

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

経営成績の状況に関する分析・検討内容

(単位:千円)

	前事業年度 自 2018年10月1日 至 2019年9月30日	当事業年度 自 2019年10月1日 至 2020年9月30日	増減及び増減率	
			増減	増減率(%)
売上高	4,966,549	4,785,114	181,434	3.7
売上原価	2,880,748	2,703,915	176,833	6.1
販売費及び一般管理費	1,756,094	1,818,212	62,118	3.5
営業利益	329,706	262,987	66,719	20.2
営業外収益	211	5,260	5,049	2,393.2
営業外費用	42,282	1,863	40,418	95.6
経常利益	287,635	266,384	21,251	7.4
税引前当期純利益	287,635	266,384	21,251	7.4
法人税等	110,956	93,347	17,608	15.9
当期純利益	176,679	173,037	3,642	2.1

a. 売上高

中国における新型コロナウイルス感染症の拡大により、2月～3月には、一時的に委託生産が遅れる影響がありましたが、主要顧客への販売拡大に向けて、新商品の提案を積極的に行い、第2四半期会計期間まではおおむね順調に推移いたしました。しかし、当第3四半期会計期間(自2020年4月1日至2020年6月30日)には、4月7日の政府の緊急事態宣言に基づく地方自治体の自粛要請により、行楽、レジャー、パーティーなど、人々が集うシーンで使われる商品などの販売が主に落ち込み、緊急事態宣言解除後も大きな状況の変化も見られず、当第4四半期においても十分な回復には至りませんでした。この結果、売上高は4,785,114千円と前年同期比3.7%減少いたしました。「アフター・コロナ」、「ウイズ・コロナ」、「新生活様式」へと、社会・経済のあり方が大きく変化していく中で、需要動向を的確に把握し、新商品、新企画の提案していくことが重要と考えております。

b. 売上原価

輸入商品のドル建て価格は円高基調で為替が推移したこと、また対ドル元安を背景にした価格交渉努力、複数購買の徹底による仕入れ価格の低下、適正在庫管理等の原価低減努力により原価率は、前年同期比1.5ポイント改善いたしました。為替管理、複数購買の推進、品質管理の強化、原価管理の徹底等、継続的に原価低減を推進することが重要と認識しております。

c. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は効率的な配送、在庫管理徹底により販売費は前年同期並みとなりましたが、一般管理費は株式上場に伴う経費増、新人事制度導入による労務費の増加等により販売費及び一般管理費は62,118千円(前年同期比3.5%増)増加しました。労務費の増加はありましたが、新人事制度の適切な運用により、生産性の更なる向上に努めてまいります。

d. 営業利益

以上の結果、営業利益は262,987千円と前年同期比66,719千円減少しましたが、内訳は以下の通りであります。

・売上高の減少による減益	76,197千円
・原価率の低減による増益	71,595
・販売費及び一般管理費の増加による減益	62,118
営業利益減少額合計	66,719

e. 営業外収益及び営業外費用

当事業年度における営業外収益は5,260千円であり、前年同期に比べ5,049千円増加しました。主な増加は、受取和解金1,200千円、助成金収入861千円、固定資産売却益の862千円増加、為替差益608千円であります。受取和解金は、当社意匠権に係る係争による和解金の受領であり、今後とも商標権等の管理に努めてまいります。助成金収入は「新型コロナウイルス感染症による小学校等休業対応助成金」として厚生労働省から受給したものであり、新型コロナウイルス感染症対策として小学校等の休業に伴い会社を休まざるを得なかった従業員に付与した特別休暇に対する助成金であります。為替変動は為替予約を通じ、引き続き影響を軽減していく方針です。

また、当事業年度における営業外費用は1,863千円であり、前年同期に比べ40,418千円減少しました。主な減少は前事業年度において東京証券取引所JASDAQ上場に伴い、一時的に株式交付費用24,698千円、株式公開費用13,500千円があったことによります。

f. 経常利益

以上の結果、経常利益は、266,384千円と前年同期比21,251千円（前年同期比7.4%減）減少いたしました。

g. 法人税等

主に中小企業向け所得拡大促進税制の適用及び繰延税金資産の取り崩しなどの影響により、当事業会計年度における税効果会計適用後の法人税の負担率は35.0%（前年同期38.6%）となり前年同期比3.6ポイント減少致しました。

今後とも、税制改正等の動向の把握に努めてまいります。

h. 当期純利益

以上の結果、当期純利益は173,037千円と前年同期比3,642千円（前年同期比2.1%減）減少致しました。

キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの検討内容は以下のとおりであります。

a. 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は396,976千円の収入（前年同期は462,565千円の収入）となりました。これは主に税引前当期純利益266,384千円、たな卸資産の減少による収入177,064千円及び法人税等の支払額115,543千円等によるものであります。売上高の増加に伴う運転資金の増加が見込まれますが、在庫管理の徹底等を通じ資金の効率化が重要と考えております。

b. 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により支出した資金は40,289千円（前年同期は20,273千円の支出）となりました。これは主に固定資産の取得による支出40,605千円によるものであります。物流関係、システム関係を中心に経営効率化に向けた投資が重要と考えております。

c. 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動に支出した資金は141,701千円（前年同期は107,792千円の収入）となりました。これは主に長期借入金の返済による支出88,132千円及び配当金の支払額60,619千円によるものであります。現在の資金ポジションからは、長期借入金の返済が進みますが、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しており、資金調達に支障はないと考えております。

d. 現金及び現金同等物

当事業年度末の現金及び現金同等物の期末残高は、1,332,039千円となり、前年同期末比216,223千円増加致しました。

現金及び現金同等物については、事業の拡大・成長のための安定的な運転資金としての手元資金、ICT化推進等の事業の生産性向上のための成長投資資金、株主還元の原因として確保することが重要と考えております。

e. 資本の財源及び資金の流動性に関する情報

当社の資金需要の主なものは、商品の仕入れ代金の支払いから販売代金の入金までの期間の運転資金であります。このため、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としており、運転資金は自己資金を基本としております。また、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約（総額1,200,000千円）を締結しております。なお、当事業年度会計期間の末日における借入金残高は長期借入金157,500千円（1年内返済の長期借入金を含む）であります。新規借入はなく、約定返済のみであります。また現金及び現金同等物の残高は1,332,039千円となっております。十分な資金の流動性を確保していると認識しております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたり、会計年度における資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える将来に関する見積りを実施する必要があります。経営者は、これらの見積りについて、事業年度末において過去の実績やその他の様々な要因を勘案し、総合的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、将来においてこれらの見積りとは異なる場合があります。

当社の財務諸表作成において採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 (注記事項)」に記載しております。

当社が財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定設定のうち、重要なものは以下の通りであります。

a. たな卸資産の評価

一定期間を越えて在庫として滞留するたな卸資産については、販売可能性や販売予想期間を考慮し、一定の評価を行っております。また、在庫実態に変化が生じた場合にも、同様に評価を行っております。

b. 繰延税金資産の回収可能性

当社が計上している繰延税金資産は、将来一時差異等に関するものであり、定期的かつ合理的に回収可能性の評価のための見積りを実施しております。繰延税金資産の回収可能性は、主に将来の課税所得の見積りによるところが大きく、課税所得の回収可能性に不確実性がある場合、将来回収される可能性が高いと考えられる金額までを繰延税金資産に計上しております。

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌会計年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、持続的に成長することを目指し、その基盤となる付加価値率（売上総利益から販売費を控除した額の対売上高比）の向上に努めており、また、株主還元を重視し、長期的に安定した配当の実施に努めております。このため、株主資本利益率8%以上及び配当性向30%を目標とする経営指標としております。

当事業年度における株主資本利益率8.3%（前年同期比1.3ポイント低下）、配当性向35.3%（前年同期比5.6ポイント上昇）となり、目標水準を継続して確保しております。今後につきましても、当該指標の確保に努めてまいります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は53,414千円であり、その主な内容は、本社におけるテレワーク対応のためのパソコン、ネットワーク関係購入6,013千円、人員増に対応するレイアウト変更、デスク等の購入3,543千円、車輛購入6,672千円、出荷関係ソフトウェア購入34,530千円等であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社はライフスタイル雑貨事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

2020年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	業務設備及び ショールーム	25,940	13,607	9,709	5,376	54,633	68(13)

- (注) 1. 建物附属設備は、賃借中の建物に設置した附属設備であります。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. セグメントの名称については、当社はライフスタイル雑貨事業の単一セグメントのため、記載していません。
 4. 本社は賃借物件であり、年間賃借料は61,796千円であります。
 5. 従業員数の()は、パート及び派遣社員数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増 加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都港区)	汎用ソフトウェア (カスタマイズ)	200,000	19,800	自己資金	2019年 11月	2022年 9月	(注) 3

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. セグメントの名称については、当社はライフスタイル雑貨事業の単一セグメントのため、記載していません。
 3. 完成後の増加能力については計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,800,000
計	12,800,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年12月21日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	3,225,000	3,225,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。なお、 単元株式数は100株 であります。
計	3,225,000	3,225,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2020年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

	第2回新株予約権
決議年月日	2017年9月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 5名
新株予約権の数(個)	200 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	339 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2019年9月27日 至 2023年9月25日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 339 資本組入額 170
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、50株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で残存する新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転、募集株式の発行、資本金の減少(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式の数を調整することが適切な場合には、当社は合併等の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式の数を調整することができ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 本新株予約権割当日の後、下記の各事由が生じた場合には、行使価額は、下記の各算式により調整された額とする。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

当社が普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

調整後の行使価額は、新株式の発行又は自己株式の処分の日から起算日の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）適用する。

当社が合併等を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たる場合は、その前営業日を最終日とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社の取締役、取締役監査等委員、執行役員、顧問若しくは従業員その他これに準じる地位であることを要するものとする。ただし、当社又は当社の関係会社の取締役又は取締役監査等委員を任期満了により退任した場合、あるいは従業員として定年で退職した場合については、退任後又は退職後も新株予約権の行使ができることとする。その他、任期満了又は定年以外の理由で退任又は退職した場合において、当社に対する特別な功労が認められるときは、当社取締役会決議を経て退任後又は退職後も行使ができることとする。

新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。ただし、新株予約権者について当社に対する特別な功労が認められる場合には、当社取締役会決議を経て相続人も行使ができることとする。

新株予約権者が新株予約権を行使する場合においては、行使の目的である株式の数が単元株式数の整数倍となることに限り、新株予約権を行使できることとする。

上記の他、権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当てに関する契約によるものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前に残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2の行使価額に準じて決定された金額に、従って決定される新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2018年2月26日 (注1)	3,136,000	3,200,000	-	32,000	-	-
2019年10月1日～ 2020年9月30 日 (注2)	25,000	3,225,000	3,525	35,525	3,525	3,525

(注1) 株式分割(1:50)によるものであります。

(注2) 新株予約権の権利行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2020年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式 の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	15	14	12	8	1,714	1,764	-
所有株式数 (単元)	-	3	412	19,924	210	15	11,674	32,238	1,200
所有株式数の 割合(%)	-	0.01	1.28	61.80	0.65	0.05	36.21	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
ウイステリア合同会社	東京都港区北青山2-7-13	1,150	35.66
レイクラム合同会社	東京都港区北青山2-7-13	803	24.90
小野寺 美那子	埼玉県さいたま市岩槻区	91	2.82
アミファ従業員持株会	東京都港区北青山2-13-5	51	1.59
野極 和彦	神奈川県横浜市緑区	40	1.24
藤井 愉三	千葉県浦安市	28	0.88
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2-6-21	25	0.79
藤井 俊行	千葉県市川市	25	0.79
天満紙器株式会社	大阪府大阪市浪速区元町1-5-7	23	0.72
新沼 吾史	東京都新宿区	22	0.69
計	-	2,260	70.08

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,223,800	32,238	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,200	-	-
発行済株式総数	3,225,000	-	-
総株主の議決権	-	32,238	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして認識しております。利益還元につきましては、将来の事業展開と経営基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としており、配当性向30%を目標として取り組んでまいります。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により決定することができる旨を定款に定めております。また、期末配当の基準日は毎年9月30日、中間配当の基準日は毎年3月31日とし、このほか基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

なお、当社が展開するビジネスの特性上、利益が上期偏重型となっており、通期業績をもって配当方針に沿った配当金額を決定すべく、年1回の期末配当にて剰余金の配当を行うことを基本としております。

当事業年度の配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開に向けた投資等を勘案して1株当たり期末配当金を19円といたしました。

内部留保資金につきましては、ICT投資及び新商品の開発等に充当し、企業基盤強化のため有効に活用していく考えであります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2020年11月13日 取締役会決議	61,275	19

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方

当社は、コンプライアンス重視の経営を掲げ、その運営を徹底することで、社会に対する責任を果たし、社会から信頼を得る企業であり続けたいと考えております。このため、会社の業務執行の公平性、透明性及び効率性を確保することを通じ、企業価値向上の実現を図り、すべてのステークホルダーから評価をいただくことを目指しております。

この目的を継続して実現していくためには、コーポレート・ガバナンス体制を確立し、有効に機能させていくことが不可欠であると認識し、その強化を図っていく所存であります。

この基本方針のもと、企業統治体制の一層の充実を目的に、2016年12月20日開催の定時株主総会の承認を経て、監査等委員会設置会社に移行いたしました。取締役会における議決権を持つ監査等委員である社外取締役と監査等委員でない社外取締役の選任を通じ、取締役の職務執行に対する監督機能の強化を図ってまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．会社の機関の基本説明

1) 取締役会（原則月1回開催、その他必要に応じて随時開催）

当社の取締役会は、監査等委員ではない取締役5名（うち社外取締役2名）及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）の合計8名で構成しており、社外取締役が過半数を占めております。

議長：代表取締役社長 藤井愉三

構成員：専務取締役 藤井俊行、取締役 齋藤雅哉、社外取締役 米田康三、社外取締役 蒲生邦道

社外取締役（監査等委員） 照沼邦城、社外取締役（監査等委員） 山田昭、

社外取締役（監査等委員） 佐藤勝男

取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事等に関する意思決定機関として、月1回の定例取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに都度臨時取締役会を開催しております。

また、当社は取締役会の監視・監督機能の強化に加えて、迅速かつ効率的な業務執行体制の確保を図るための体制作りを意図して、執行役員を任命しております。執行役員は、従業員の中から取締役会で選任され、代表取締役社長の指揮のもと、委嘱された業務の執行にあっております。

2) 監査等委員会（原則月1回開催、その他必要に応じて随時開催）

当社の監査等委員会は監査等委員である社外取締役3名で構成し、その中から常勤の監査等委員（照沼邦城）を選定しております。監査等委員会は、会社の監督機能の一翼を担い、法定の独立機関として代表取締役社長その他の業務執行取締役の職務遂行の監査等に係る職務を適正に執行することを通じて、企業がステークホルダーの利害に配慮し、健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応え得る良質なコーポレート・ガバナンス体制が機能するよう努めております。

議長：社外取締役（監査等委員） 照沼邦城

構成員：社外取締役（監査等委員） 山田昭、社外取締役（監査等委員） 佐藤勝男

3) 指名・報酬委員会（原則年3回開催、その他必要に応じて随時開催）

当社の指名・報酬委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員の指名と報酬等の決定において、公正で透明性の高い運営を図りコーポレートガバナンス・コードに対応するために、取締役会の諮問機関として、監査等委員でない社外取締役1名、監査等委員である社外取締役1名及び代表取締役社長1名により構成されております。指名・報酬委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員の選任及び解任に関する原案の作成、報酬基準の制定・改定案の作成、業績評価につき、取締役会に提出する権限を有しております。指名・報酬委員会は、監査等委員である取締役が委員として参加し、情報交換を通じて、監査等委員会との連携を図っております。

議長：社外取締役 米田康三

構成員：代表取締役社長 藤井愉三、社外取締役（監査等委員） 山田昭

八．当該体制を採用する理由

当社は、経営の効率性、健全性の確保及びコーポレート・ガバナンスの更なる強化のために、2016年12月20日開催の定時株主総会決議に基づき、独立性の高い社外取締役を含む取締役3名以上で構成される監査等委員会設置会社へ移行いたしました。現在、当社の監査等委員会は3名で構成され、全員が社外取締役となっております。監査等委員会設置会社への移行により、監査等委員である取締役は、監査職務に加え、取締役会で議決権を有し、経営陣や取締役に対して実効性の高い監督機能が確保できるものと考えております。また、内部監査部門等に指示権限を有するので、内部統制を含む経営管理、その他の体制等の実効性の確保を行い易いと考えております。

企業統治に関するその他の事項

・ 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社の取締役や社員の職務の執行が法令や定款に適合することを確保し、会社の業務の適正を確保するため、当社は取締役会において、「業務の適正を確保するための体制の整備のための基本方針」を以下のとおり定めております。

1．監査等委員会の職務の執行のための体制

(1) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項

監査等委員会の職務の一般的な補助は管理部の従業員が担当し、必要に応じ、内部監査室長が監査等委員会の依頼する補助職務を監査等委員会の指示のもとに遂行する。なお監査等委員会の職務を補助する取締役は置かない。

(2) 前号の従業員の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

従業員が監査等委員会の職務を補助するときは、監査等委員会の指揮命令に従うことを明確にする。そのために監査等委員会は、管理部門担当取締役と当該従業員の職務遂行上の事項について調整を図るものとし、また、当該従業員の人事異動、評価等は監査等委員会との協議の下に行うことにより、補助従業員の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性を確保する。

(3) 取締役及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、及び、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に対する報告体制については、取締役及び従業員が監査等委員会と協議のうえ監査等委員会、又は監査等委員会が選定する監査等委員に報告すべき事項を文書で定め、会社の事業及び財産に関する状況、その他重要な事項及び必要な事項が直ちに監査等委員会に報告される運営を確立する。

監査等委員を事前相談制度及び内部通報制度の窓口の一つとすると共に、内部通報を所管する部門は監査等委員以外の窓口に通報された内容を監査等委員会に報告する。

取締役、従業員等がこれらの相談及び通報、又は上記の報告をしたことにより、解任、解雇、その他いかなる不利益な取扱も受けないことを規定し、周知する。

監査等委員会はこれらの体制が適正に運用されるように常時監視・検証する。

(4) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務の執行のために要する合理的な費用については、会社は監査等委員会の申請に基づき費用の予算措置を行い、その出費については監査等委員会が決定する。なお、緊急又は臨時に支出した監査等委員の職務の執行に係る費用については、事後に償還に応じる。

(5) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長及び業務執行取締役等と監査等委員会との間で定期又は臨時に意見交換会を実施し、相互の意思疎通を密接にすると共に、討議を通じて会社の経営及び事業の状況や課題等について理解を深める。監査等委員会の監査活動についても報告を行い、良好な監査環境の整備に努める。

監査等委員会が行う業務及び財産の状況の調査について協力する。

監査等委員が監査役協会等の主催する実務部会や研修会等に出席できるように取り計らい、その費用を負担する。

2. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他会社の業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監査等委員を含む複数の独立社外取締役を設置することにより取締役の職務執行の監督・監査を行う体制をとり、コンプライアンスを重点に掲げた経営及び事業を推進する。会社全体に影響を及ぼす重要な事項は、取締役会において決定する。代表取締役及び業務執行取締役は、定期的に、また、必要に応じて、職務の執行状況を取締役会に報告する。

取締役会において「役員・社員行動規範」を制定し、役員及び社員が当該規範を遵守することの重要性について取締役は啓蒙する。また、社員が日常の事業遂行において法令等の遵守を確保できるように「発売商品関連法令遵守マニュアル」、「不正競争防止法遵守マニュアル」等の必要な手順書を策定し、部門長は、これらの手順書に従い適正な業務が遂行されるように監督する。反社会的勢力に対しては「関係を一切持たない」ことを「役員・社員行動規範」に定め、全社員に徹底し、そのための具体的な対応指針及び手続きを定める。

会社は、取締役、内部監査室長等による事前相談制度を設けて、社員が様々な問題について相談できる体制を構築する。

内部通報制度（社内及び社外ホットライン）を設置し、内部者情報が適切に通報される体制を設ける。通報があったときは、通報者が不利益を被らないように保護し、通報内容については適正に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、経営会議議事録、その他業務執行の意思決定に係る重要な書類については、法令及び取締役会で定めた諸規程に基づき文書管理を行う。取締役からこれら重要な書類について閲覧要求があった場合には、直ちに提出する。

取締役及び従業員の職務の執行に係る情報については、情報の保護及び開示に関する諸規程を策定し、これに基づき管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス・リスクについては、上記(1)の体制のもとにその管理を行い、経営及び事業の遂行に伴うビジネス・リスクについては取締役会で承認された「リスク管理規程」、「与信管理規程」等により対応する。重要なものは直ちに代表取締役社長、管理担当取締役及び監査等委員会に報告する。

大震災等の発生に備えて「事業継続計画（BCP）」を定め、速やかに対応ができるように準備する。

当社は、生活必需品でない商品を取扱っていることから消費者の嗜好やライフスタイルの変化、更には事業環境の変化が最大のリスクであると認識し、そのため、取締役会及び営業幹部会議等において絶えずビジネスの環境と動向を把握し、必要な施策や対応をとる体制とする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

迅速で効率性の高い経営と事業の推進を図るために、執行役員制度を導入し、意思決定、監督機能を担う取締役と業務執行機能を担う執行役員との役割を分離する。

取締役会は、決裁基準を定め、取締役会が決定すべき重要な事項を除いて、業務執行取締役及び執行役員に業務の決定と実行を委ねる。なお、重要な業務の執行について会社全体として機動的に決定・実行するために、経営会議等の意思決定会議に執行役員を参加させる。また、職務権限規程を設けて各役職者の権限の明確化と委譲を図り、必要な統制と牽制を維持しつつ、迅速な業務の遂行を図る。

代表取締役社長は、会社の目標の達成に向けた業務執行の全体を統括し、監督する。

反社会的勢力排除に係る基本方針及びその整備状況

当社は、反社会的勢力の排除に係る基本方針を定め、「市民社会の秩序や安全に脅威を与えるなどの、違法行為を行う個人及び団体とは関係をもたないこと。このような個人及び団体からの金品や役務の要求には一切応じないこと」を宣言する。社内に統括する責任者を任命し、情報の集約化を図るとともに、対応マニュアルの整備等を行っている。地元警察署との連携を図り、反社会的勢力排除を推進する団体に加盟するなど、外部情報の収集や外部団体との連携を強化している。

(5) 財務報告に係る内部統制体制

当社は、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法及び関連法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備及び運用する体制を構築しております。

・ リスク管理体制の整備状況

当社は、自社を取り巻く事業等のリスクが多岐にわたっている経営環境に鑑み、リスク管理体制の強化が経営上重要であると認識しております。企業価値を毀損し、企業活動の持続的発展を妨げるあらゆるリスクに対処するため、各部署においては、リスク関連情報の収集、予兆の早期発見、早期対応のための報告を行っており、担当役員を通じてこれらリスク管理の状況が取締役に報告されます。

併せて、社内におけるチェックや牽制を働かせる観点から、社内規程、マニュアル等に沿った業務を行っております。なお、その運用状況に関しては、内部監査室及び監査等委員会が規程等と業務の整合性を監査しております。

また、業務上生じる様々な経営判断や法的判断に関しては、必要に応じて社外の弁護士、公認会計士、社会保険労務士等、社外の専門家からの助言を受ける体制を整えております。

・ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法425条第1項に定める最低責任限度額としております。

・ 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は6名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款に定めております。

・ 取締役の選任及び解任の決議要件

取締役の選任及び解任の決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

・ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

・ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

・ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 8名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 -%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)	藤井 愉三	1958年6月21日生	1982年4月 当社入社 1991年3月 当社取締役就任 1995年2月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注)4	1,178 (注)6
専務取締役	藤井 俊行	1962年10月21日生	1982年4月 当社入社 1991年3月 当社取締役就任 1995年2月 当社専務取締役就任(現任)	(注)4	828 (注)7
取締役 経営企画室長	齋藤 雅哉	1962年4月25日生	1986年4月 東洋エンジニアリング株式会社入社 2014年9月 同社財務部プロジェクト金融室長就任 2017年3月 当社入社 管理部長補佐就任 2018年1月 当社執行役員 経営企画室長就任 2019年12月 当社取締役就任 経営企画室長(現任)	(注)4	2
取締役	米田 康三	1948年6月18日生	1972年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行 2002年6月 Japan Equity Capital Co.,Ltd.会長兼CEO就任 2005年6月 平田機工株式会社代表取締役社長就任 2012年4月 株式会社キンレイ(現株式会社KRフードサービス) 代表取締役社長就任 2014年12月 当社取締役就任(現任) 2015年6月 アネスト岩田株式会社社外取締役就任(現任) 2015年12月 スリーフィールズ合同会社代表社員就任(現任) 2016年11月 フォーライフ株式会社社外取締役就任(現任) 2018年6月 北越メタル株式会社社外取締役就任(現任)	(注)4	15
取締役	蒲生 邦道	1944年10月23日生	1971年4月 東洋エンジニアリング株式会社入社 2000年6月 同社取締役就任 2002年6月 同社取締役常務執行役員CFO就任 2003年6月 同社代表取締役CFO就任 2004年6月 同社常勤監査役就任 2006年6月 同社常任監査役就任 2015年1月 当社常勤監査役就任 2015年6月 株式会社なとり社外監査役(現任) 2016年12月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	15
取締役 (監査等委員)	照沼 邦城	1952年9月16日生	1975年4月 シェル石油株式会社(現出光興産株式会社) 入社 2005年4月 同社監査室長 2006年3月 同社財務部長 2007年9月 同社本社グループ監査役室長 2011年4月 ソーラーフロンティア株式会社常勤監査役 2020年12月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)5	-
取締役 (監査等委員)	山田 昭	1953年5月16日生	1986年4月 弁護士登録 三宅・畠澤・山崎法律事務所入所 1992年1月 三宅・山崎法律事務所パートナー 2015年1月 当社取締役就任 2015年6月 デンヨー株式会社社外監査役(現任) 2015年12月 スリーフィールズ合同会社代表社員就任(現任) 2016年12月 当社取締役(監査等委員)就任 2018年6月 ブラザー工業株式会社社外監査役就任(現任) 2020年8月 King & Wood Mallesons法律事務所顧問就任(現任)	(注)5	15
取締役 (監査等委員)	佐藤 勝男	1953年11月9日生	1977年4月 出光興産株式会社入社 2010年7月 同社参与関西支店長就任 2011年6月 同社常勤監査役就任 2016年1月 当社監査役就任 2016年12月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)5	15
計					2,069

(注)1. 2016年12月20日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 取締役の米田康三、蒲生邦道及び取締役（監査等委員）の照沼邦城、山田昭、佐藤勝男は社外取締役であります。
3. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
委員長 照沼邦城、委員 山田昭、委員 佐藤勝男
なお、照沼邦城は常勤の監査等委員であります。
4. 2020年12月18日開催の定時株主総会終結の時から、2021年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 2020年12月18日開催の定時株主総会終結の時から、2022年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 代表取締役社長藤井愉三の所有株式数は、同氏の資産管理会社ウィステリア合同会社が所有する株式数を含めて表示しております。
7. 専務取締役藤井俊行の所有株式数は、同氏の資産管理会社レイクラム合同会社が所有する株式数を含めて表示しております。
8. 専務取締役藤井俊行は、代表取締役社長藤井愉三の二親等内の親族(実弟)であります。
9. 当社では、経営の意思決定を迅速化する目的で、執行役員制度を導入しております。執行役員は3名で、営業部長 吉田誠、業務推進部長 佐川陽都、管理部長 川上康夫で構成されております。
10. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数(千株)
白井 裕子	1954年2月11日生	1986年4月 弁護士登録（東京弁護士会所属） 1991年4月 ウィング総合法律事務所（旧新四谷総合法律事務所）（パートナー弁護士）（現任） 2012年4月 東京弁護士会副会長 2015年6月 西華産業株式会社社外取締役（現任） 2019年4月 東京都新宿区代表監査委員（非常勤）（現任）	-

社外役員の状況

1. 当社の社外取締役は取締役（監査等委員でない。）2名、取締役（監査等委員）3名の合計5名であります。
2. 取締役（監査等委員でない。）の米田康三氏、蒲生邦道氏、取締役（監査等委員）の照沼邦城氏、山田昭氏及び佐藤勝男氏は社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）照沼邦城氏は、当社に監査等委員として就任の前に、上場会社において監査室長、財務部長、監査役を務め、監査、財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。同氏は、監査等委員会の決議により、会社の情報の収集、事業及び財産の調査を実効的に行うために、常勤の監査等委員に選定されております。
4. 取締役（監査等委員でない。）の米田康三及び蒲生邦道、並びに取締役（監査等委員）の照沼邦城、山田昭及び佐藤勝男の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

独立役員の独立性判断基準

当社が指定する独立社外取締役の独立性基準は、以下のいずれにも該当しないものとしております。

1. 実質的に当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主である法人等の業務執行者等（取締役、監査役、執行役員その他の使用人を言う。以下同じ。）でないこと。
2. 当社の取引先であって、当社の直近の3事業年度のいずれかにおいて、当社に対して、当社のその事業年度の売上高の5%を超える金額の支払いを行った法人等の業務執行者等でないこと。
3. 当社の取引先であって、当該取引先の直近の3事業年度のいずれかにおいて、当社から、当該取引先のその事業年度の売上高の10%を超える金額の支払いを受領した法人等の業務執行者でないこと。
4. 当社の借入先であって、当社の直近の3事業年度のいずれかにおいて、借入額が当社のその事業年度における総資産の10%を超える借入先の業務執行者等でないこと。

5. 当社の直近の3事業年度のいずれかにおいて、役員報酬以外に、年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、税務専門家、法律専門家などの専門的サービスを提供する者（個人）でないこと。
6. 当社の直近の3事業年度のいずれかにおいて、当社からの寄付又は助成金の合計額が、年間1,000万円又はその事業年度における当該組織の年間総収入の2%のいずれか大きい額を超える団体等に所属する者でないこと。

社外取締役又は社外監査等委員による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役（監査等委員であるものを除く）は、取締役会及び経営会議等に参加し、代表取締役その他の業務執行取締役の職務執行を監督すると共に、企業統治の観点から会社の成長シナリオや目標となる経営指標の策定に向けて積極的に発言を行っています。当該社外取締役は、取締役会や経営会議等の前後に監査等委員全員と密接に意見の交換を行い、常勤の監査等委員から、常勤監査等委員の業務及び財産の調査状況の主要なものについて説明を受けると共に、内部監査室の監査の状況及び会計監査人の監査の状況等についても必要な報告を受けております。また管理部長とも情報の交換を行い、内部管理の状況についても適時に把握をしています。当該社外取締役は、これらの情報を基に取締役会において経営判断の妥当性の観点から発言や提言を行い、また、指名及び報酬に係る諮問委員会の委員長として適切な判断ができるように努めています。

会計監査人との連携状況に関しては、監査等委員である取締役及び内部監査室員が参加の上、定期的に三者ミーティングを開催し、適宜情報交換、意見交換を実施しております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会の監査の状況

1. 組織・人員・手続

当社の監査等委員会は、社外取締役3名から構成されています。監査等委員である社外取締役は、企業経営や事業の遂行に関して相当程度の知見を有すること、又は法律や会計に関する高度な専門性を有することを基軸に、当社が定める「独立役員の独立性判断基準」を満たすものを選任することにしてあります。監査等委員会が会社の経営・事業の状況を適時に把握し、適切に監督を行うために、監査等委員の1名は常勤としています。また、監査等委員会の円滑な運営及び議事資料・記録の整備のために監査等委員会委員長を選定しています。

現在、監査等委員会の委員長及び常勤の監査等委員は、蒲生邦道氏が務めています。同氏は、当社の監査等委員に就任する前に、上場会社において代表取締役及び最高財務責任者（CFO）を務め、財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。山田昭監査等委員は、弁護士として企業法務に関する豊富な経験を有し、上場会社の社外役員を務めることにより企業統治についても高い知見を有しております。佐藤勝男監査等委員は、上場会社において事業の開発及び推進の責任者を務めた後、監査役としても活動し企業統治について高い知見を有しております。

監査等委員会は補助使用人を設けていませんが、管理部長が常時必要な情報を常勤監査等委員に提供すること及び内部監査室長が監査等委員会の指示により必要な調査をすることにより監査等委員会の監査職務を補助しています。

2. 監査等委員会の活動状況

2.1 監査等委員会は、原則として月に一度、取締役会の開催の前後に開催される他、会計監査人による決算監査（又はレビュー）の結果に係わる報告の受領時及び年次決算の時期等に臨時的監査等委員会を開催しています。

2.2 監査等委員会は、監査の方針及び計画を策定し、重点監査項目として次の事項を掲げました。

- a) コンプライアンス（法令遵守に止まらず、社会が企業に期待する道德・倫理の基準に従い、公正・公平で良識ある行動に努める）
- b) 中期経営計画の推進（特に上場会社としての成長戦略と具体的な取組み）
- c) 上記計画に沿った業務の遂行状況（取締役のみならず、各部門の業務の計画と遂行状況、課題・リスク等の認識と対応について重視）
- d) 予算（売上高及び利益）の管理、債権及び資金の管理
- e) 全社内統制体制の整備（特に、監査等委員会設置会社として実効性が高く効率的な運営がされているかに留意する）

2.3 監査等委員会は、上記を実現するため、委員会として又は選定監査等委員による調査を通じて（以下同様）、次の方法により監査等を実施しました。なお、信頼性と実効性の高い監査等を実現するために、監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人と密接な連携（不正リスク対応基準に基づくコミュニケーションを含む）を図っています。

a) 重要会議への出席（質問・確認、助言・提言）

代表取締役等の監督、意思決定の妥当性と適正性の確保、及び取締役の利益相反取引の防止に留意していますが、意思決定と行動が迅速・果敢であることも重視しています。

b) 代表取締役、業務執行取締役、執行役員等との意見交換と協議

上場会社として求められるガバナンスの充実、成長戦略の検討と実行、株主・投資家への説明責任を重視しています。

c) 主要部門における業務の計画と実施状況、組織と要員、人材育成と教育、部門の課題及びリスクの認識等に関するヒアリングの実施

事業推進のための「計画・実行・進捗状況の確認・行動の見直し」のサイクルが円滑に回るように後押しすることを重視しています。また、商品の生産管理と品質管理が適切に行われることを重視しています。

d) 内部統制システムが基本方針通りに構築・運用されているかどうかについての確認

業務に適用される法令や基準等を遵守するための規程及び実務指針に沿って日常の仕事が遂行されているか、部門間で必要な情報が共有されているかを重視しています。

e) 権限規程・決済基準に基づき申請、稟議・決裁がされているかどうかについての確認

- f) 監査のために必要と認める諸報告及びデータの入手と内容の閲覧・確認
- g) 外部倉庫における棚卸等実査（立会）
多品種で大量の商品及び加工品を取扱うため、外部倉庫の入・出荷管理、在庫管理について重視しています。

2.4 監査等委員会は年間を通じて次の事項に関して、決議、協議、報告を行いました。

「決議事項」

主なものは以下の通りであります。

- ・監査等委員会の監査方針・監査計画、職務分担、監査の実施方法・要領等
- ・業務執行取締役の選任議案及び報酬等の決定に関する意見の表明内容
- ・年間監査活動の総括と結果。監査報告の内容
- ・会計監査人の解任・不再任の決定の方針の見直し
- ・会計監査人の評価及び再任
- ・会計監査人の監査の方法・内容・結果の相当性
- ・会計監査人の報酬等の同意

「協議事項」

主なものは以下の通りであります。

- ・取締役会における監査等委員会としての意見表明内容
- ・代表取締役、その他業務執行取締役の人事及び報酬等に係る事項及び意見表明内容

「報告事項」

主なものは以下の通りであります。

- a) 常勤（選定）監査等委員からの業務及び財産の調査の状況・結果
 - ・月次決算の分析内容、営業の進捗状況・利益管理の状況、商品開発・製造の状況
 - ・棚卸資産の管理及び残高の状況
 - ・与信管理及び債権回収の状況
 - ・コンプライアンス監査の状況と結果
 - ・情報管理及び開示体制
 - ・その他内部統制システムに係わる構築と運営の状況
 - ・四半期末・年度末において実施した残高試算表及びその明細の検証などの会計監査の状況
 - ・常勤監査等委員と会計監査人とのコミュニケーションの状況
 - ・会計監査人が実施した監査の方法及び内容
 - ・新型コロナウイルス感染予防に係る会社の方針及び施策。業務上の対応・見直し等
 - ・在宅勤務（テレワーク）に伴う業務への影響や効率向上のための事項等
- b) 会計監査人からの報告・説明
 - ・会計監査人の監査方針・監査体制・監査計画、会計監査人の品質管理を含む職務執行体制
 - ・監査法人に対する外部機関からの監査結果と監査法人としての対応状況
 - ・会計監査人の会社法監査の概要及び結果
 - ・監査法人の金商法監査の概要及び結果
 - ・監査上の主要な検討事項（KAM）及び監査等委員会との協議の進め方
- c) 内部監査室長からの報告・説明
 - ・内部監査の方針及び計画、内部監査室の内部監査の実施内容及び結果
- d) 意見交換等
 - ・会社の組織改正後の運営状況
 - ・会社の事業展開に係る事項
 - ・業務執行取締役、執行役員よりの担当業務の計画及び遂行状況、課題等に関する説明、質疑応答、監査等委員からの助言・提言

3. 監査等委員の活動状況

3.1 当事業年度における監査等委員の主要な会議における出席状況は以下の通りであります。

氏名	出勤状況
監査等委員（常勤） 蒲生 邦道	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会19回のうち19回に出席しました。（出席率100%）
監査等委員（非常勤） 山田 昭	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会19回のうち19回に出席しました。（出席率100%）
監査等委員（非常勤） 佐藤 勝男	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会19回のうち19回に出席しました。（出席率100%）

監査等委員全員は、その責務を果たすために、代表取締役及びその他の業務執行取締役、執行役員等とのコミュニケーションを重視し、上記の他に、経営会議及び半期毎に開催される全社会議に出席しています。

3.2 常勤の監査等委員は、選定監査等委員として、監査等委員会が定めた監査計画及び職務分担に基づき、上記第2.3項に記載した方法等により業務及び財産の状況について調査を行い、上記第2.4項「報告事項」a)に記載の通り監査等委員会に調査の内容及び結果等について報告し、他の監査等委員と質疑応答をしています。他の監査等委員は、常勤の監査等委員（選定監査等委員）を通じて、適時に会社の重要な業務及び財産の状況や課題等について把握すると共に、監査等委員会全体として会社の経営管理及び内部統制体制の構築・運用の状況を監視・検証し、これらの監査活動に基づいた情報を取締役会の審議等において活用して発言をしています。

山田監査等委員は、弁護士としての知見に基づき、主に、法令遵守に関する事項について助言・提言をしています。佐藤監査等委員は、事業管理面の経験に基づく知見から設備投資等や組織・人事について助言・提言をしています。

3.3 監査等委員会は、内部監査室とは、主に、以下について密接に連携し、必要に応じ、監査・調査に関する指示をし、その内容と結果について報告を受けて意見交換をしております。

- a) 内部監査の基本方針と実行計画の立案
- b) 内部統制の業務プロセスの運用・評価・不備の改善
- c) 各部門の日常業務の推進状況の監査
- d) ITシステムを活用した業務効率の改善
- e) 各部門の法令遵守の状況
- f) 遠隔地にある外部倉庫における在庫管理の状況及び棚卸の実査

監査等委員会は、監査法人とは、次の全ての段階において会社の事業の遂行状況と課題、財務報告リスク、会計処理における論点等について情報及び意見の交換をし、不正を防止し会計監査の実効性を高めるために密接に連携をしております。

- a) 監査の計画段階
- b) 監査契約の締結時（監査報酬の同意時点を含む）
- c) 四半期レビュー時、期末監査時
- d) 実地棚卸の立会
- e) 職務遂行体制の確認及び監査人の評価時
- f) 会社法及び金商法監査及びレビューの結果についての報告及び講評の受領時

監査等委員全員は、以上の連携を通じて、会社の各部門における業務の遂行状況、コンプライアンスの状況、業務効率化への取組みと課題、外部倉庫における棚卸体制に関する調査結果及び会計監査人等から受領した報告内容の検証等を行い、取締役会に対する報告又は助言・提言、使用人に対する助言又は指摘など、必要な措置を講じております。

3.4 監査等委員会は、代表取締役その他の業務執行取締役の人事及び報酬等について意見を表明するに際し、会社の業績等の評価が公正かつ適切に反映される仕組みが大切だと認識しています。そのため、指名・報酬諮問委員会に山田昭監査等委員が参加し、必要と認める意見を表明すると共に当該諮問委員会との情報交換等の連携を図っています。

内部監査の状況

内部監査は、内部監査室（1名）が、当社の定める内部監査規程に基づき実施しております。内部監査にあたり、内部監査室は、監査等委員会及び会計監査人と情報交換を行い、連携を取りながら、それぞれの監査が連携、相互補完しあうことで企業経営の健全性をチェックする機能を担っており、策定した監査計画に基づき監査を実施しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称：有限責任 あずさ監査法人

当社は、2016年12月20日開催の第46期（2016年9月期）定時株主総会において、監査役の決定に基づき、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人として選任し、以降同監査法人との間で、会社法第436条第2項第1号に基づく監査及び金融商品取引法第193条の2第1項に基づく監査契約を締結しております。

なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

b. 継続監査期間

4年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員：佐藤 義仁

指定有限責任社員 業務執行社員：前田 啓

d. 監査業務に従事した補助者の構成

公認会計士2名、その他6名

e. 監査法人の選定方針とその理由

監査等委員会は、会計監査人としての独立性、専門性、品質管理を含む監査職務の遂行体制、監査の方法及び結果の相当性、並びに、監査等委員会及び経営者とのコミュニケーションの内容等を総合的に勘案し、検討した結果、有限責任 あずさ監査法人を適任と判断しております。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すること等により当社の計算関係書類の監査に重大な支障が生じる虞があると認める場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告します。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、監査チームの専門性と独立性、品質管理体制、監査体制、監査計画の内容及び実施状況、会計監査の職務執行状況が適切であるかについて毎期検証を行ったうえで、総合的に評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
14,950	3,225	22,500	750

(注) 当事業年度の監査証明業務に基づく報酬以外に、前事業年度に係る追加報酬として当該事業年度に支出した額が、4,500千円含まれております。

当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額は合計で記載しております。

当社における非監査業務の内容は以下の通りであります。

(前事業年度)

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として株式上場に伴うコンフォートレター作成業務等を委託しております。

(当事業年度)

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として、財務報告に係る内部統制に関する助言・指導を委託しております。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMGメンバーファーム)に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の報酬等の同意に当たっては、監査等委員会が定めた同意基準に従い、会計監査人から当事業年度の監査の体制、監査計画及びその計画の前提となる財務報告リスクの認識及び監査重点項目、監査時間及び報酬等の見積の内容について説明を受けるとともに、取締役と会計監査人の交渉の状況及びその評価について取締役及び会計監査人の両方から報告を受け、取締役と会計監査人が合意した報酬等が相当かどうかについて検討を行います。

本検討に当たっては、会計監査人が実施した前年の会社法監査及び金融商品取引法監査の実績及び監査時間等も参考とし、また、監査法人に対する非監査業務の委託状況及びその報酬の妥当性についても検討を行います。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬に同意した理由

監査等委員会は、監査報酬の決定方針に基づき当事業年度における報酬を検討した結果、会計監査人の報酬は相当であると判断いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額は株主総会で決定された限度額の範囲内でその具体的金額を決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2016年12月20日開催の第46期定時株主総会において、年額250百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）と決議されております。また別枠で、2016年9月27日開催の臨時株主総会において、ストックオプションによる報酬を決議しております。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会にて決定しております。指名・報酬委員会では、業績に対する経営責任をより明確にするため、各取締役の前期業績への貢献度を定められた基準に基づいた評価を参考に、総合的に報酬額の答申を行っております。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年12月20日開催の第46期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会にて決定された報酬総額の限度内で、職務内容や勤務形態等を勘案し監査等委員の協議により決定しております。

役員の報酬の決定の概要

取締役の報酬の決定方針、算定方法、報酬額の決定にあたっては、指名・報酬委員会が、取締役会の諮問にもとづき、審議・答申し、取締役会で決定しております。

1) 役付である業務執行取締役の報酬

- ・役付である業務執行取締役については、基準となる基礎報酬額の60%を固定報酬、40%を業績連動報酬としております。
- ・業績連動報酬については、その30%を前期予算の売上高達成率、70%を前期予算の経常利益達成率により計算した額としております。

2) 役付でない業務執行取締役の報酬

- ・役付でない業務執行取締役については、基準となる基礎報酬額の80%を固定報酬、20%を業績連動報酬としております
- ・業績連動報酬については、その30%を前期予算の売上高達成率、70%を前期予算の経常利益達成率により計算した額としております。

3) 監査等委員でない社外取締役の報酬

監査等委員でない社外取締役については、基本報酬（月額固定）のみで構成し、水準については国内企業の社外取締役の報酬調水準を考慮し、指名・報酬委員会の審議・答申により、取締役会で決定しております。

4) 監査等委員である社外取締役の報酬

監査等委員である社外取締役については、基本報酬（月額固定）のみで構成し、水準について職務内容や勤務形態等を考慮し、監査等委員の協議により決定しております。

5) 当事業年度の役員の報酬等の額の決定過程

当事業年度の役員の報酬等の額の決定については、指名・報酬委員会を3回、取締役会を1回開催し、決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	105,908	80,059	25,849	4
社外取締役（監査等委員）	18,426	18,426	-	3
社外取締役（監査等委員を除く。）	6,000	6,000	-	1

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等該当事項はありません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について次のように考えております。

(保有目的が純投資目的である投資株式)

株式の価値の変動又は株式の配当によって利益を受け取ることを目的とする投資株式

(保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式)

取引先との関係の構築・強化や業務提携等の観点から、当社の中長期的な企業価値の向上に資する投資株式

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
当社の保有目的が純投資目的以外の目的の株式の保有に関する方針は、中長期的な取引関係の維持・拡大を目的とし、保有により、当社の企業価値向上に資することを基本方針としております。保有株式に係る適切な議決権行使を確保する基準につきましては、その議案が当社の企業価値の向上に資するかどうかを総合的に判断しております。また、取締役会においては、個別保有株式について、当社の基本方針に適合しているかどうか、保有の適否について検討しており、当事業年度においては検討の結果、保有意義がなくなった古林紙工株式会社株式を売却いたしました。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	4,475

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	327

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
株式会社セリア	1,000	1,000	商品の主要販売先であり、同社との中長期的な企業間取引の維持・拡大のため保有しております。	無
	4,475	2,623		
古林紙工株式会社	-	120	取引関係がなくなり保有意義がなくなったため、売却致しました。	無
	-	300		

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である株式投資

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年10月1日から2020年9月30日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、監査法人の主催するセミナー等に参加しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,115,815	1,332,039
受取手形	5,559	2,032
電子記録債権	3,027	1,699
売掛金	374,064	391,498
たな卸資産	1,163,425	1,986,360
前渡金	15,878	11,656
前払費用	23,602	25,607
その他	1,020	3,142
貸倒引当金	825	247
流動資産合計	2,701,568	2,753,788
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	73,456	74,041
減価償却累計額	44,048	48,101
建物附属設備(純額)	29,407	25,940
車両運搬具	7,693	9,632
減価償却累計額	6,367	3,836
車両運搬具(純額)	1,326	5,796
工具、器具及び備品	103,666	113,523
減価償却累計額	75,069	88,228
工具、器具及び備品(純額)	28,597	25,294
有形固定資産合計	59,331	57,031
無形固定資産		
商標権	3,572	3,239
ソフトウエア	26,899	13,971
ソフトウエア仮勘定	-	34,750
その他	288	288
無形固定資産合計	30,759	52,249
投資その他の資産		
投資有価証券	2,923	4,475
長期前払費用	-	11
繰延税金資産	38,191	33,739
敷金	38,840	37,703
破産更生債権等	2,471	1,958
貸倒引当金	2,471	1,958
投資その他の資産合計	79,955	75,929
固定資産合計	170,045	185,210
資産合計	2,871,614	2,938,999

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	24,862	23,504
1年内返済予定の長期借入金	88,132	70,000
未払金	160,489	239,565
未払費用	15,844	14,645
未払法人税等	59,287	32,084
前受金	90	167
預り金	7,753	10,049
賞与引当金	48,381	27,528
その他	2,669	6,069
流動負債合計	407,510	423,614
固定負債		
長期借入金	157,500	87,500
退職給付引当金	15,104	18,145
役員長期未払金	254,335	254,335
固定負債合計	426,939	359,980
負債合計	834,449	783,594
純資産の部		
株主資本		
資本金	32,000	35,525
資本剰余金		
資本準備金	-	3,525
その他資本剰余金	268,248	268,248
資本剰余金合計	268,248	271,773
利益剰余金		
利益準備金	8,000	8,000
その他利益剰余金		
別途積立金	400,000	400,000
繰越利益剰余金	1,329,366	1,441,603
利益剰余金合計	1,737,366	1,849,603
株主資本合計	2,037,614	2,156,902
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,295	2,472
繰延ヘッジ損益	1,745	3,969
評価・換算差額等合計	449	1,497
純資産合計	2,037,165	2,155,404
負債純資産合計	2,871,614	2,938,999

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
売上高	4,966,549	4,785,114
売上原価		
商品期首たな卸高	843,625	1,090,736
当期商品仕入高	3,127,859	2,504,865
合計	3,971,485	3,595,602
商品期末たな卸高	1,090,736	891,687
売上原価	¹ 2,880,748	¹ 2,703,915
売上総利益	2,085,801	2,081,199
販売費及び一般管理費	² 1,756,094	² 1,818,212
営業利益	329,706	262,987
営業外収益		
受取利息	3	158
受取配当金	56	64
為替差益	-	608
固定資産売却益	³ 137	³ 999
受取和解金	-	1,200
助成金収入	-	861
その他	14	1,368
営業外収益合計	211	5,260
営業外費用		
支払利息	2,067	1,204
匿名組合投資損失	917	658
株式交付費	24,698	-
株式公開費用	13,500	-
為替差損	936	-
その他	160	0
営業外費用合計	42,282	1,863
経常利益	287,635	266,384
税引前当期純利益	287,635	266,384
法人税、住民税及び事業税	119,873	88,340
法人税等調整額	8,917	5,006
法人税等合計	110,956	93,347
当期純利益	176,679	173,037

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	32,000	-	19,727	19,727	8,000	400,000	1,204,841	1,612,841	51,779	1,612,790
当期変動額										
新株の発行 （新株予約権の行使）										
剰余金の配当							52,155	52,155		52,155
当期純利益							176,679	176,679		176,679
自己株式の処分			248,521	248,521					51,779	300,300
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	248,521	248,521	-	-	124,524	124,524	51,779	424,824
当期末残高	32,000	-	268,248	268,248	8,000	400,000	1,329,366	1,737,366	-	2,037,614

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	2,228	29,970	32,198	1,644,989
当期変動額				
新株の発行 （新株予約権の行使）				
剰余金の配当				52,155
当期純利益				176,679
自己株式の処分				300,300
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	932	31,716	32,648	32,648
当期変動額合計	932	31,716	32,648	392,176
当期末残高	1,295	1,745	449	2,037,165

当事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	32,000	-	268,248	268,248	8,000	400,000	1,329,366	1,737,366	-	2,037,614
当期変動額										
新株の発行 （新株予約権の行使）	3,525	3,525		3,525						7,050
剰余金の配当							60,800	60,800		60,800
当期純利益							173,037	173,037		173,037
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	3,525	3,525	-	3,525	-	-	112,237	112,237	-	119,287
当期末残高	35,525	3,525	268,248	271,773	8,000	400,000	1,441,603	1,849,603	-	2,156,902

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	1,295	1,745	449	2,037,165
当期変動額				
新株の発行 （新株予約権の行使）				7,050
剰余金の配当				60,800
当期純利益				173,037
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,176	2,224	1,048	1,048
当期変動額合計	1,176	2,224	1,048	118,239
当期末残高	2,472	3,969	1,497	2,155,404

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	287,635	266,384
減価償却費	34,649	34,224
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,541	1,091
賞与引当金の増減額(は減少)	25,591	20,853
退職給付引当金の増減額(は減少)	112	3,041
有価証券売却損益(は益)	-	81
受取利息及び受取配当金	59	222
支払利息	2,067	1,204
為替差損益(は益)	7,252	1,237
受取和解金	-	1,200
助成金収入	-	861
固定資産売却損益(は益)	137	999
匿名組合投資損益(は益)	917	658
株式交付費	24,698	-
売上債権の増減額(は増加)	452,114	12,578
たな卸資産の増減額(は増加)	213,944	177,064
仕入債務の増減額(は減少)	20,253	1,358
その他の資産の増減額(は増加)	13,921	1,558
その他の負債の増減額(は減少)	15,829	67,789
小計	572,435	511,440
利息及び配当金の受取額	59	222
利息の支払額	2,067	1,204
和解金の受取額	-	1,200
助成金の受取額	-	861
法人税等の支払額	107,861	115,543
営業活動によるキャッシュ・フロー	462,565	396,976
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	-	327
有形固定資産の取得による支出	16,089	20,043
有形固定資産の売却による収入	104	1,000
無形固定資産の取得による支出	4,288	21,561
その他の支出	-	11
投資活動によるキャッシュ・フロー	20,273	40,289
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	116,280	88,132
自己株式の処分による収入	276,227	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	7,050
配当金の支払額	52,155	60,619
財務活動によるキャッシュ・フロー	107,792	141,701
現金及び現金同等物に係る換算差額	7,252	1,237
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	542,832	216,223
現金及び現金同等物の期首残高	572,983	1,115,815
現金及び現金同等物の期末残高	1,115,815	1,332,039

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、匿名組合出資金(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を取り込む方法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 3～13年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しております。

商標権

10年間の定額法を採用しております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動のリスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・商品輸入による外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

当社の内規であるデリバティブ規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な現金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

10. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

2. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年9月期の年度末から適用します。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響については、「3.経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1)経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」に記載のとおりであります。会計上の見積りの仮定については、当事業年度末において重要な見直しは行っておりません。

(貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
商品	1,090,736千円	891,687千円
未着品	67,144	91,484
貯蔵品	5,543	3,188

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
当座貸越極度額の総額	1,200,000千円	1,200,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	1,200,000	1,200,000

(損益計算書関係)

1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
	34,356千円	48,691千円

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度58%、当事業年度54%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度42%、当事業年度46%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
業務委託費	307,527千円	274,749千円
発送運賃	420,034	430,313
給料及び手当	246,071	288,860
賞与引当金繰入額	48,381	27,528
退職給付費用	9,462	11,579
減価償却費	34,649	34,224

3 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
工具、器具及び備品	137千円	-千円
車両運搬具	-	999
計	137	999

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	3,200,000	-	-	3,200,000
合計	3,200,000	-	-	3,200,000
自己株式				
普通株式(注)	455,000	-	455,000	-
合計	455,000	-	455,000	-

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少455,000株は新規上場に伴う自己株式処分によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	-

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年12月20日 定時株主総会	普通株式	52,155	19	2018年9月30日	2018年12月21日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年11月14日 取締役会	普通株式	60,800	利益剰余金	19	2019年9月30日	2019年12月20日

当事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	3,200,000	25,000	-	3,225,000
合計	3,200,000	25,000	-	3,225,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 普通株式の株式数の増加25,000株は新株予約権の権利行使に伴う新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	-

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年11月14日 取締役会	普通株式	60,800	19	2019年9月30日	2019年12月20日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年11月13日 取締役会	普通株式	61,275	利益剰余金	19	2020年9月30日	2020年12月4日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
現金及び預金勘定	1,115,815千円	1,332,039千円
現金及び現金同等物	1,115,815	1,332,039

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は事業運営に必要な資金を通常の営業キャッシュ・フローから調達することを基本としております。卸売業の特性として商品の調達に係る資金が先行するため、必要に応じて運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式、匿名組合出資金等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

敷金は、主にオフィスの賃貸借契約におけるものであり、賃貸先の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

長期借入金は、主に運転資金を目的に調達したものであり、返済日は最長で決算日後2年1ヶ月であります。このうち一部は金利の変動リスクに晒されております。

役員長期未払金は、役員退職慰労金制度の打切り支給に係る債務であり、各役員の退職時に支給する予定であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした主として先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針 8.ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、担当部署において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金については、取引相手の財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

外貨建ての営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当社は、借入金に係る金利変動について、月次単位で管理資料の作成を行い、急激な金利変動がないか管理を行うことにより金利変動リスクを管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた稟議規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

担当部署が適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における売上債権のうち、金額上位3社が全体の83%を占めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前事業年度（2019年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,115,815	1,115,815	-
(2) 受取手形	5,559	5,559	-
(3) 電子記録債権	3,027	3,027	-
(4) 売掛金	374,064		
貸倒引当金(1)	825		
	373,238	373,238	-
(5) 投資有価証券	2,923	2,923	-
(6) 敷金	38,840	27,805	11,034
(7) 破産更生債権等	2,471		
貸倒引当金(2)	2,471		
	-	-	-
資産計	1,539,404	1,528,370	11,034
(1) 買掛金	24,862	24,862	-
(2) 未払金	160,489	160,489	-
(3) 未払法人税等	59,287	59,287	-
(4) 長期借入金(3)	245,632	245,297	334
負債計	490,271	489,936	334
デリバティブ取引(4)	2,668	2,668	-

(1) 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(2) 破産更生債権等に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業年度（2020年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,332,039	1,332,039	-
(2) 受取手形	2,032	2,032	-
(3) 電子記録債権	1,699	1,699	-
(4) 売掛金	391,498		
貸倒引当金(1)	247		
	391,250	391,250	-
(5) 投資有価証券	4,475	4,475	-
(6) 敷金	37,703	27,266	10,437
(7) 破産更生債権等	1,958		
貸倒引当金(2)	1,958		
	-	-	-
資産計	1,769,200	1,758,763	10,437
(1) 買掛金	23,504	23,504	-
(2) 未払金	239,565	239,565	-
(3) 未払法人税等	32,084	32,084	-
(4) 長期借入金(3)	157,500	157,314	185
負債計	452,653	452,468	185
デリバティブ取引(4)	6,069	6,069	-

- (1) 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。
(2) 破産更生債権等に対して計上している貸倒引当金を控除しております。
(3) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。
(4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

株式等は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

- (6) 敷金

敷金の時価は、将来の発生が予想される原状回復費用見込額を控除した金額に対し、合理的な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (7) 破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
役員長期未払金	254,335	254,335

役員長期未払金については、役員退職慰労金制度の打切り支給に係る債務であり、各役員の退職時期が特定されておらず、時価の算定が困難と認められるため、記載しておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,115,815	-	-	-
受取手形	5,559	-	-	-
電子記録債権	3,027	-	-	-
売掛金	374,064	-	-	-
敷金	-	-	-	27,867
合計	1,498,467	-	-	27,867

当事業年度(2020年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,332,039	-	-	-
受取手形	2,032	-	-	-
電子記録債権	1,699	-	-	-
売掛金	391,498	-	-	-
敷金	-	-	-	27,867
合計	1,727,269	-	-	27,867

破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度(2019年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	88,132	70,000	70,000	17,500	-	-
合計	88,132	70,000	70,000	17,500	-	-

当事業年度(2020年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	70,000	70,000	17,500	-	-	-
合計	70,000	70,000	17,500	-	-	-

(有価証券関係)
その他有価証券

前事業年度(2019年9月30日)

区分	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	株式	2,923	941	1,981
合計		2,923	941	1,981

当事業年度(2020年9月30日)

区分	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	株式	4,475	695	3,779
合計		4,475	695	3,779

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
通貨関連

前事業年度(2019年9月30日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
為替予約等の振当 処理	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建予定仕入 取引	1,178,621	-	2,668
合計			1,178,621	-	2,668

(注)時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当事業年度(2020年9月30日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
為替予約等の振当 処理	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建予定仕入 取引	797,492	-	6,069
合計			797,492	-	6,069

(注)時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、退職一時金の一部を中小企業退職金共済制度から充当しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
退職給付引当金の期首残高	14,991千円	15,104千円
退職給付費用	9,462	11,579
退職給付の支払額	4,436	3,467
中小企業退職金共済制度への拠出額	4,914	5,070
退職給付引当金の期末残高	15,104	18,145

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
積立型制度の退職給付債務	43,619千円	48,654千円
中小企業退職金共済制度による支給見込額	28,515	30,509
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	15,104	18,145
退職給付引当金	15,104	18,145
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	15,104	18,145

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	前事業年度	9,462千円	当事業年度	11,579千円
----------------	-------	---------	-------	----------

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2016年9月27日 臨時株主総会 第1回 ストック・オプション	2017年9月25日 臨時株主総会 第2回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 2名	当社従業員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 15,000株	普通株式 25,000株
付与日	2016年9月27日	2017年9月26日
権利確定条件	(注2)	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 スtockオプション制度の内容」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	自 2016年9月27日 至 2018年9月27日	自 2017年9月26日 至 2019年9月26日
権利行使期間	自 2018年9月28日 至 2022年9月26日	自 2019年9月27日 至 2023年9月25日

(注1) 株式数に換算して記載しております。なお、2018年2月26日付株式分割(普通株式1株につき50株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(注2) 新株予約権の権利確定条件

新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社の取締役、取締役監査等委員、執行役員、顧問若しくは従業員その他これに準じる地位であることを要するものとする。ただし、当社又は当社の関係会社の取締役又は取締役監査等委員を任期満了により退任した場合、あるいは従業員として定年で退職した場合については、退任後又は退職後も新株予約権の行使ができることとする。その他、任期満了又は定年以外の理由で退任又は退職した場合において、当社に対する特別な功勞が認められるときは、当社取締役会決議を経て退任後又は退職後も行使ができることとする。

新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。ただし、新株予約権者について当社に対する特別な功勞が認められる場合には、当社取締役会決議を経て相続人も行使ができることとする。

新株予約権者が新株予約権を行使する場合においては、行使の目的である株式の数が単元株式数の整数倍となるときに限り、新株予約権を行使できることとする。

上記の他、権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当てに関する契約によるものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2020年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2016年9月27日 臨時株主総会 第1回 ストック・オプション	2017年9月25日 臨時株主総会 第2回 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	15,000	20,000
権利確定	-	-
権利行使	15,000	10,000
失効	-	-
未行使残	-	10,000

(注) 2018年2月26日付株式分割（普通株式1株につき50株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	2016年9月27日 臨時株主総会 第1回 ストック・オプション	2017年9月25日 臨時株主総会 第2回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	244	339
行使時平均株価 (円)	942	942
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

(注) 2018年2月26日付株式分割(普通株式1株につき50株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点においては、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる株式の評価方法は、純資産価額法、DCF法及び配当還元法を組み合わせる手法により算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

3,790千円

(2) 当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

16,500千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	16,735千円	9,522千円
減価償却超過額	1,339	1,485
匿名組合投資損失	5,356	5,583
たな卸資産評価損	53,678	70,520
退職給付引当金	5,224	6,276
役員長期未払金	85,369	85,369
未払事業税	4,469	3,842
未払費用	-	1,999
繰延ヘッジ損益	923	2,099
その他	4,828	4,237
繰延税金資産小計	177,925	190,936
評価性引当額	139,048	155,890
繰延税金資産合計	38,877	35,046
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	685	1,307
繰延税金負債合計	685	1,307
繰延税金資産の純額	38,191	33,739

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
法定実効税率	34.6%	34.6%
(調整)		
税額控除	-	5.7
中小法人軽減税率	-	0.3
評価性引当額の増減	4.1	6.3
その他	0.1	0.1
税効果会計適用後の法人税の負担率	38.6	35.0

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

当社は、本社オフィス等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

当社は、本社オフィス等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はライフスタイル雑貨事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	ワンプライス 商品	OEM 商品	フルール 商品	その他 商品	合計
外部顧客への売上高	4,461,419	268,382	224,942	11,804	4,966,549

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の氏名又は名称	売上高
株式会社セリア	2,146,940
株式会社大創産業	1,557,955

当事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	ワンプライス 商品	OEM 商品	フルール 商品	その他 商品	合計
外部顧客への売上高	4,473,568	216,173	93,481	1,891	4,785,114

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高
株式会社セリア	2,104,162
株式会社大創産業	1,601,712
株式会社キャンドウ	502,704

【 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 】

該当事項はありません。

【 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 】

該当事項はありません。

【 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 】

該当事項はありません。

【 関連当事者情報 】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり純資産額	636.61円	668.34円
1株当たり当期純利益	64.02円	53.81円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	63.40円	53.71円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	176,679	173,037
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	176,679	173,037
普通株式の期中平均株式数(株)	2,759,959	3,215,710
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	26,884	6,000
(うち新株予約権(株))	(26,884)	(6,000)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	73,456	585	-	74,041	48,101	4,053	25,940
車両運搬具	7,693	6,672	4,733	9,632	3,836	2,202	5,796
工具、器具及び備品	103,666	9,856	-	113,523	88,228	13,158	25,294
有形固定資産計	184,816	17,114	4,733	197,198	140,166	19,415	57,031
無形固定資産							
商標権	5,154	187	-	5,342	2,102	520	3,239
ソフトウェア	73,887	1,361	-	75,248	61,276	14,288	13,971
ソフトウェア仮勘定	-	34,750	-	34,750	-	-	34,750
その他	288	-	-	288	-	-	288
無形固定資産計	79,329	36,299	-	115,629	63,379	14,809	52,249
長期前払費用	-	11	-	11	-	-	11

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

車両運搬具 車両 6,672千円

工具、器具及び備品 パソコン 4,065千円 社内ネットワークシステム再構築 1,948千円

ソフトウェア 取引先システム連携改修 990千円

ソフトウェア仮勘定 物流出荷業務システム 34,530千円

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年内返済予定の長期借入金	88,132	70,000	0.52	-
長期借入金(1年内返済予定のものを除く。)	157,500	87,500	0.52	2021年～2022年
合計	245,632	157,500	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年内返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	70,000	17,500	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,297	247	513	825	2,205
賞与引当金	48,381	27,528	48,381	-	27,528

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	48
預金	
当座預金	470,761
普通預金	860,160
別段預金	1,069
小計	1,331,991
合計	1,332,039

ロ．受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社包む	880
芥川製菓株式会社	525
株式会社パールマネキン	347
株式会社アサクラ	278
合計	2,032

期日別内訳

期日別	金額(千円)
2020年11月	519
12月	672
2021年1月	456
2月	384
合計	2,032

八．電子記録債権
相手先別内訳

相手先	金額（千円）
イオンディライト株式会社	1,193
トーイン株式会社	505
合計	1,699

期日別内訳

期日別	金額（千円）
2020年10月	780
11月	918
合計	1,699

二．売掛金
相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社セリア	167,237
株式会社大創産業	134,416
株式会社キャンドウ	53,526
株式会社ワッツ	14,736
大宅産業株式会社	4,467
その他	17,114
合計	391,498

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
374,064	5,258,134	5,240,700	391,498	93.0	27

（注） 当期発生高には消費税等が含まれております。

ホ．たな卸資産

品目	金額(千円)
ワンプライス商品	932,390
OEM商品	29,420
フルール商品	23,968
その他	581
合計	986,360

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額(千円)
ワーナーブラザースジャパン合同会社	4,163
東京テープ株式会社	3,403
DH PRODUCTS LIMITED	2,914
HUIZHOU UNION PACKAGING CO.,LTD	2,014
ニチバン株式会社	1,364
その他	9,643
合計	23,504

ロ．未払金

相手先	金額(千円)
株式会社バン・テック	24,520
福山通運株式会社	23,776
エヌ・エス・ケイ株式会社	14,950
株式会社エーアイティー	14,184
有限会社さくら梱包	12,770
その他	149,362
合計	239,565

固定負債

役員長期未払金

区分	金額(千円)
役員退職慰労金	254,335
合計	254,335

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	1,503,061	2,939,822	3,733,523	4,785,114
税引前四半期(当期)純利益 (千円)	164,474	334,482	268,365	266,384
四半期(当期)純利益 (千円)	103,068	209,603	168,171	173,037
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	32.21	65.37	52.35	53.81

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株 当たり四半期純損失()(円)	32.21	33.16	12.85	1.51

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度の末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年9月30日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り (注)1	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.amifa.co.jp/ir/notice/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 単元未満株式の買取りを含む株式の取り扱いは、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっております。ただし、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社が直接取り扱います。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定により請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付資料並びに確認書

事業年度（第49期）（自 2018年10月1日 至2019年9月30日）2019年12月20日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付資料

2019年12月20日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第50期第1四半期）（自 2019年10月1日 至2019年12月31日）2020年2月14日関東財務局長に提出

（第50期第2四半期）（自 2020年1月1日 至2020年3月31日）2020年5月15日関東財務局長に提出

（第50期第3四半期）（自 2020年4月1日 至2020年6月30日）2020年8月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書及び確認書

2019年12月23日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年12月18日

株式会社アミファ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 義仁
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 前田 啓
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アミファの2019年10月1日から2020年9月30日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アミファの2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。